
東京電力福島第一原子力発電所

事故被害対策基本方針

(令和3年度～令和12年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

～原発事故被害の収束・解消に向けて～

令和3年3月改訂

宮 城 県

平成24年1月：策定

平成29年3月：改訂

令和3年3月：改訂

目 次

第1章 基本方針の基本的事項	1 頁
1 基本方針策定の目的	
2 基本方針の役割	
3 基本方針の位置付け	
4 これまでの経緯と基本方針の推進期間	
第2章 事故被害対策に係る現状と主な課題	3 頁
1 事故被害対策に係る現状	
2 主な課題	
第3章 基本方針の目標及び取組方針	5 頁
1 基本方針の目指す目標	
2 目標達成に向けた取組の考え方	
第4章 個別取組方針	
第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進	7 頁
1 現状と課題	
2 取組の方向性	
(1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	
イ 指定廃棄物の処理	
ロ 8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理	
ハ 浄水発生土の処理	
(2) 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理	
イ 除去土壌の処理	
ロ 除染廃棄物の処理	
ハ 汚染状況重点調査地域の解除	
第2 被害を受けた事業者等への支援	9 頁
1 現状と課題	
2 取組の方向性	
(1) 損害に対する確実な賠償請求	
イ 民間事業者等への損害賠償請求支援	
ロ 市町村等への損害賠償請求支援	
ハ 県としての損害賠償請求	
(2) 風評被害への対策	
イ 風評被害を受けている中小企業への個別支援	

- 県内産農林水産物のイメージアップ
- ハ 諸外国・地域からの風評への対応
- (3) 技術的支援
 - イ きのこや牧草の生産にかかる技術的支援
 - 農産物の吸収抑制対策支援
 - ハ 汚染稲わら等の一時保管施設管理の支援

第3 不安解消及び風評の発生防止 12頁

- 1 現状と課題
- 2 取組の方向性
 - (1) 空間放射線量率のモニタリング
 - (2) 放射性物質濃度のモニタリング
 - イ 食べ物・飲み物及びその環境
 - 産業活動等
 - (3) 正しい知識の普及・啓発

第4 その他原発事故被害収束への取組 14頁

- 1 取組の方向性
 - (1) 県民一丸となった取組体制の構築
 - (2) 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握
 - (3) 国や東京電力に対する要望・要請

<参考資料>

東京電力福島第一原子力発電所事故被害にかかる現状及び課題 資料1～45

- 基本方針の位置付け・目標・これまでの経緯
- 基本方針の目標と3つの基本的視点(H29.3改訂)
- 基本方針(H29.3改訂)に定める5つの個別取組方針
 - 1 放射線・放射能の監視・測定
 - 2 汚染・風評被害への十分な対応
 - 3 汚染物・廃棄物の速やかな処理
 - 4 損害への対応
 - 5 正しい知識の普及・啓発

第1章 基本方針の基本的事項

1 基本方針策定の目的

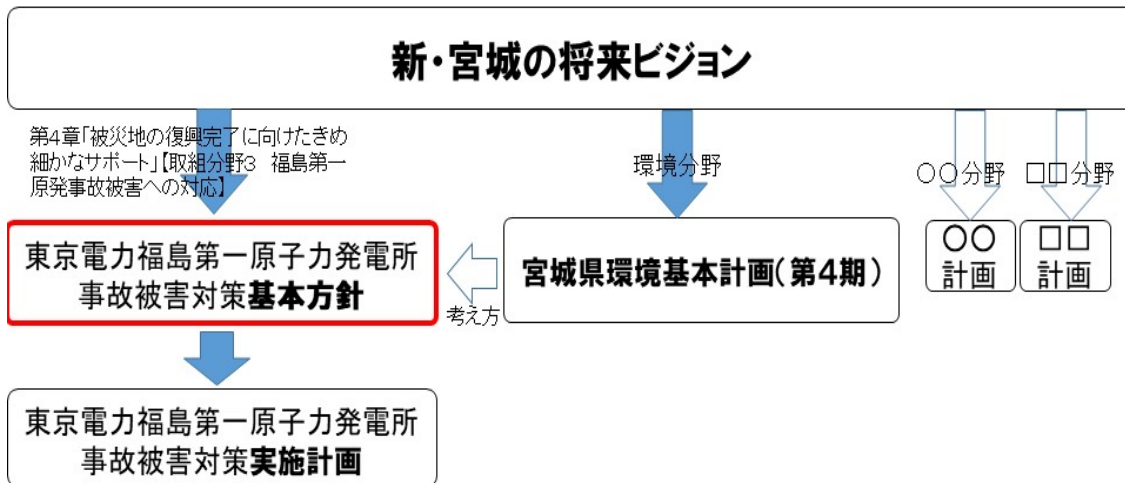
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波に伴い、東京電力福島第一原子力発電所では、放射性物質を放出する過酷事故（以下、「福島原発事故」という。）が起きました。そして、隣県である本県においても、当該事故に伴い放出された放射性物質により、様々な分野で影響が生じました。
- 福島原発事故に伴う被害は、一義的には、原子力政策を推進する国と事故を起こした事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）が責任を持って対応していくべきものです。
- しかし、国や東京電力の対応を待っていては一向に解決に向かって進まないことも考慮し、県民生活に与える不安と負担の大きさに鑑み、県民の安全・安心の確保を第一に、県が率先して、被害等に対する総合的な対応を図るため、「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定めたものです。

2 基本方針の役割

- 基本方針は、福島原発事故の被害等に対する総合的な対応を図るため、県等が取り組む基本的な方向性等を定め、これを県民の皆様に示すものです。
- また、事故被害対策は、いずれの取組も、福島原発事故が発生しなければ行わなくて良かったものであり、事業費や人件費などの費用は全て東京電力に賠償請求することになります。基本方針は、その東京電力への賠償請求のための根拠資料としての役割も担っています。

3 基本方針の位置付け

- 基本方針は、令和3年度から施行される「新・宮城の将来ビジョン」の下位計画の一つであり、同ビジョン第4章「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」の【取組分野3 福島第一原発事故被害への対応】に関連付けられるほか、具体的な取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」（以下、「実施計画」という。）に事業の方向性を与える上位計画としても位置付けられる方針でもあります。
- また、基本方針のうち環境保全に関わる部分は、令和3年度を始期とする宮城県環境基本計画（第4期）の考え方に沿うものです。



4 これまでの経緯と基本方針の推進期間

- 基本方針は、東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」の策定に合わせて、平成23年度に策定されました。
- この基本方針では、「年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」を掲げ、5年以内の目標達成を目指していましたが、それが達成されたことから、実施計画(第2期)が期間満了となる平成28年度に、事故被害を取り巻く状況の変化などを踏まえて、これを改訂しました。
- 令和2年度において、改訂後の基本方針と連動して策定した実施計画(第3期)の期間が終了することや、宮城県震災復興計画の期間も満了となることから、状況の変化などを踏まえ、このたび、改めて基本方針の見直しを図ることとしました。
- この基本方針の推進期間は、実施計画(第3期)の事業評価の結果や、現在の課題の状況を踏まえ、上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」と同様、令和3年度から令和12年度までの10年間と定めることとします。
- なお、その期間に関わらず、その時々々の状況の変化を踏まえ、必要なタイミングで見直しを図ります。



第2章 事故被害対策に係る現状と主な課題

1 事故被害対策に係る現状

- 当初の基本方針においては、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標として、「①放射線・放射能の監視・測定」、「②健康不安への配慮」、「③汚染・被害の拡大防止」、「④放射線線量低減化対策」、「⑤汚染物・廃棄物の処理」、「⑥損害への対応」、「⑦正しい知識の普及・啓発」の7つの個別取組方針を掲げ、県、関係機関が一丸となって総合的に取組を行いました。
- その結果、平成29年3月末までに、汚染状況重点調査地域に指定されている8市町の除染措置が完了し、新たな除染が必要な地域がないこと等から、生活環境においては、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を下回っているものと捉え、平成29年3月の改訂では、個別取組方針を、「①放射線・放射能の監視・測定」、「②汚染・風評被害への十分な対応」、「③汚染物・廃棄物の速やかな処理」、「④損害への対応」、「⑤正しい知識の普及・啓発」の5つに収れんさせ、以降、この方針を踏まえて、対策を進めてきました。
- 具体的には、「①放射線・放射能の監視・測定」としては、国や県内全市町村と連携してモニタリングポストによる連続測定や県内の学校・幼稚園・保育所等の子どもの生活環境における空間放射線量率の定点測定を行い、ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション（旧放射能情報サイトみやぎ）」等において速やかに公表しました。また、農林水産物、流通食品、学校給食、水道水等の飲食物のほか、海水、土壌など自然環境中の放射性物質濃度測定を継続して実施し、その結果を迅速に公表するとともに、基準を超過するものがあった場合は、速やかに出荷の制限指示や自粛要請を行うなど、測定結果に応じた適切な措置をとってきました。さらに、市町村に対して測定機器の貸与や測定技術の研修会を開催するなどきめ細かい測定の支援を行いました。
- 「②汚染・風評被害への十分な対応」としては、風評被害で打撃をうけた農林水産業への経営支援のほか、輸出関連企業が取り組む海外向けPRに対する助成、中小企業への金融支援などを行うとともに、農林水産物の放射性物質濃度低減に向けた栽培方法等の技術支援などを行ってきました。
- 「③汚染物・廃棄物の速やかな処理」としては、8,000 Bq/kg以下の放射性物質に汚染された稲わら等の汚染廃棄物（農林業系廃棄物）、の処理が着実に進むよう、市町村を支援するとともに、処理に対する住民理解促進のための取組を行ってきました。また、除染に伴い発生した除去土壌や除染廃棄物については、市町村に対して適切な保管管理がなされるよう支援するとともに処理に関して収集した情報の提供を行ったほか、国へ処理促進についての要望を行いました。
- 「④損害への対応」としては、損害賠償制度について説明会や仙台弁護士会と連携した個別無料相談会の開催のほか、県として受けた損害について東京電力に賠償請求を行

うとともに、事故対策の検討、情報提供や共有を図るため関係団体や市町村等と連携した「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を定期的開催してきました。

- 「⑤正しい知識の普及・啓発」としては、ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」をはじめ、県政だよりや各種パンフレットの配布など各種広報媒体を活用したほか、放射線に関するセミナーや出前講座等の開催、放射線・放射能の相談窓口の開設などを行ってきました。

2 主な課題

- 県内では、除染をはじめとする様々な取組や時間経過に伴う放射性セシウムの減衰に加え、ウェザリング効果などの自然的な作用により、生活環境における空間放射線量率は大きく低減しました。
- また、農林水産物や給食、水道水などの管理された食品や水における放射性物質濃度は、様々な対策により基準を下回っている状況となっています。
- 県民からの放射線・放射能に対する相談件数は、県及び市町村とも年々減少しているなど、県民の生活における放射性物質に対する不安や懸念については、一定の落ち着きを見せています。
- こうした、日常の生活環境における放射性物質の影響は、解消されたように見えますが、一方で、以下の5つの課題が存在しています。
 - (1) 自然環境においては、放射性物質の汚染が完全に解消されていない。
 - (2) 一部の諸外国・地域では、福島原発事故の影響に伴う輸入規制がなされている。
 - (3) 指定廃棄物、除去土壌及び除染廃棄物等の処分の見通しが立っていない。
 - (4) 東京電力による民間事業者等の損害への賠償が完全には終わっていない。
 - (5) 県内外での本県に対する風評や放射線・放射能への不安・懸念はなくなっていない。

第3章 基本方針の目標及び取組方針

1 基本方針の目指す目標

- 前章に示した主な課題のとおり、生活環境にかかる影響は震災以前の状況に戻りつつあるものの、「①自然環境における放射性物質汚染の未解消」、「②一部の諸外国・地域での輸入規制の継続」、「③見通しの立たない汚染廃棄物等の処分」、「④民間事業者等への損害賠償が道半ば」、「⑤風評や放射線に対する不安・懸念」の5つの課題が残されており、今もなお、震災以前の状態に戻ったとは言えません。
- また、令和2年1月に実施した、「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」の会員への基本方針に対する評価にかかるアンケート結果においても、目標の達成度についての評価は低く、これまでの基本方針の目標は維持すべきとの回答が8割を占めました。
- 東日本大震災からの復興に向け、生活に密着したインフラの整備や災害に強いまちづくりなどハード面では、多くの地域で取組が完了しましたが、真の復興を達成するためには、福島原発事故の困難を乗り越えなければなりません。
- このため、この基本方針の目標は、これまでの目標「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」に加え、「～原発事故被害の収束・解消に向けて～」を副題とします。

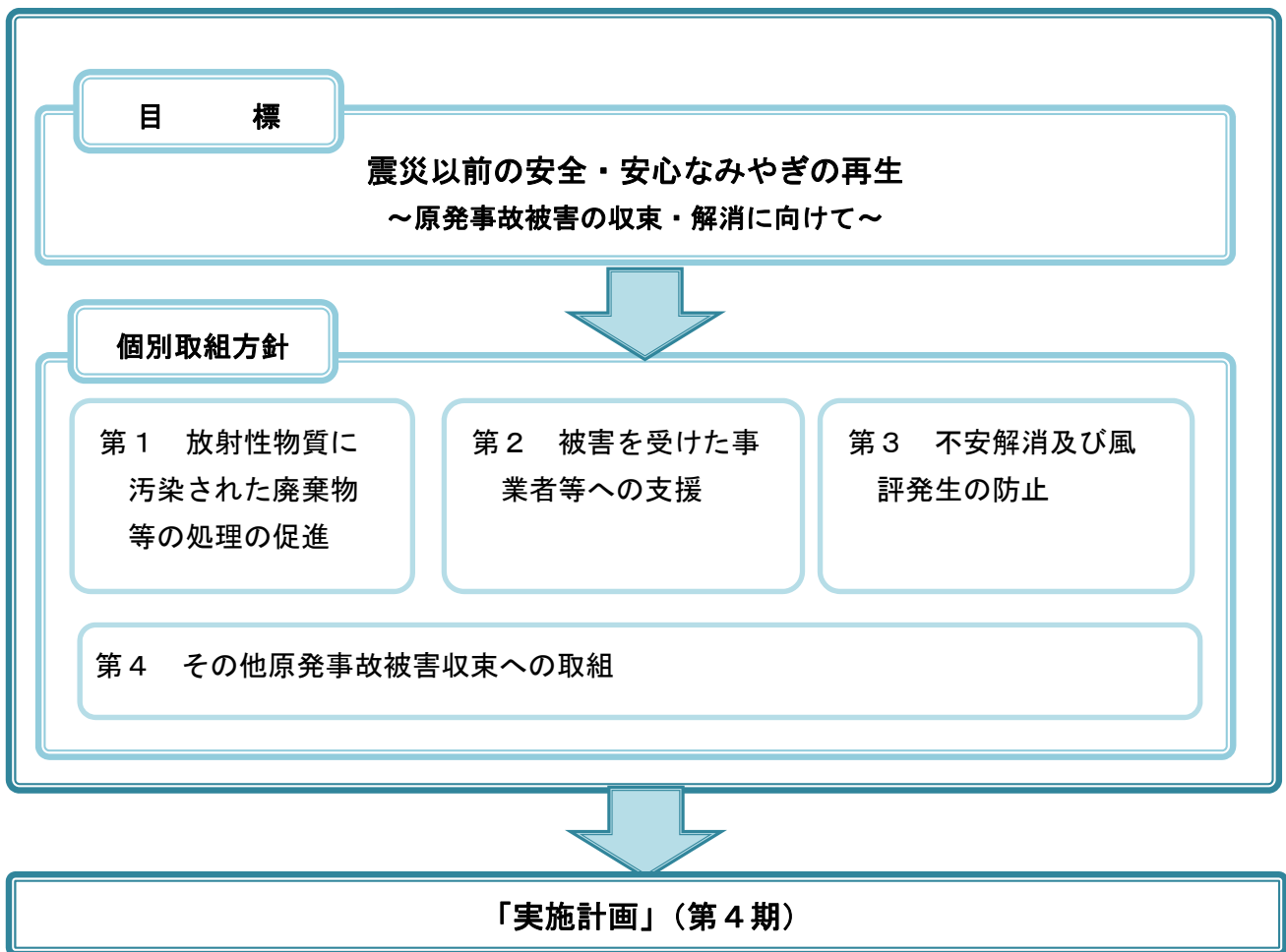
2 目標達成に向けた取組の考え方

- 「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」という目標を達成するためには、前述の5つの課題を解決していかなければなりません。
- このうち、「③見通しの立たない汚染廃棄物等の処分」については、その性質上、目に見えない放射性物質を含む廃棄物の処理に対して根強い不安を抱く県民も存在していることから、解決が困難である一方で、復興の完遂のために解決が強く求められています。
- また、「②一部の諸外国・地域での輸入規制の継続」と「④民間事業者の損害賠償が道半ば」については、事故から10年を経過した現在も被害を受けているという事実を踏まえ、事業者に対する支援という視点で、総合的に対策を講じていく必要があります。
- さらに、「①自然環境における放射性物質汚染の未解消」、「⑤風評や放射線に対する不安・懸念」については、自然環境全てを除染することは不可能であることから、モニタリングを継続して常に状況を把握し、測定データを迅速に県内外または国内外を問わず提供するとともに、放射線・放射能に関する正しい知識を様々な手段で普及・啓発していく必要があります。
- また、これらの施策を進めるために、国や東京電力への要望や、県内団体との情報共有、意見調整を図る会議の運営など、基盤となる取組も必要です。
- そのため、
第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

- 第2 被害を受けた事業者等への支援
- 第3 不安解消及び風評発生の防止
- 第4 その他原発事故被害収束への取組

の4つに再構成した新たな取組方針とし、目標「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」を達成するため、これらの方針に即した個別事業を展開します。

「基本方針の概念図」



第4章 個別取組方針

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

1 現状と課題

- 放射性物質に汚染された廃棄物等については、現在、自治体や農家において一時保管を余儀なくされており、早期の処理が必要となっています。
- 8,000 Bq/kgを超える「指定廃棄物」については、国が設置する長期管理施設による処理について関係機関と協議を行ってきましたが、見通しは立っていません。
- また、8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物については、保管市町村において焼却や農林地還元による処理を実施していますが、発生量が非常に多いことから処理には長期間を要する見込みです。
- 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）に基づき「汚染状況重点調査地域」に指定された8市町において、生活環境での必要な除染作業は平成28年度末までに全て終えましたが、国から除染作業で生じた除去土壌や除染廃棄物の処分基準が示されないことから、関係市町では仮置場等での一時保管を継続しており、処理が進んでいません。
- 企業局所管の浄水場等から発生する浄水発生土は放射能濃度測定を行い、濃度に応じた適切な保管・管理を行っています。しかし、まれに100 Bq/kgを超える測定結果が出る事があるため、今後も測定を継続する必要があります。

2 取組の方向性

(1) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

イ 指定廃棄物の処理

指定廃棄物については、保管の長期化により保管者の負担が大きくなっていることから、国と連携しながら適切な保管管理について支援を継続するとともに、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理が一定程度進んだ段階で、改めて市町村長会議などの場で関係機関との連絡調整を行い指定廃棄物処理の取組を支援します。

ロ 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理

8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物については処理が着実に進むよう、国に対し処理に係る補助財源の確保などの調整を行うとともに、処理を行う市町村へ処理計画の策定や住民対応等の技術的支援を行っていきます。

ハ 浄水発生土の処理

大崎及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業，仙塩，仙台圏及び仙台北部工業用水道事業における，放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行います。

なお，8,000 Bq/kg以下のものは，関係者と連携を図り，適切に保管・処分を行います。また，8,000 Bq/kgを超えるもの（指定廃棄物）は，国の指導の下，適切に保管します。

(2) 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

イ 除去土壌の処理

除去土壌の処理については，関係市町と協力しながら国に対して早期に処分基準を示すように要望するとともに，関係市町の処理が全て終了するまで，適切に仮置場等で保管できるよう，国と連携して関係市町を支援します。

ロ 除染廃棄物の処理

除染廃棄物の多くは放射性物質濃度が低い草本類，草・木の枝などの植物が多く，8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理手法を参考にすることができることから，農林業系廃棄物の処理に係る知見を関係市町と共有しながら処理や保管の適正管理について支援します。

ハ 汚染状況重点調査地域の解除

汚染状況重点調査地域は，空間放射線量率など一定の条件をクリアした場合，解除することができることから，復興のアピールに資するため，国や関係市町村と連携し汚染状況重点調査地域の解除を進めていきます。

第2 被害を受けた事業者等への支援

1 現状と課題

- 本県においては、現在、大気を通じた東京電力福島第一原子力発電所による新たな放射性物質の影響は発生していないほか、一時期発生した汚染水の海洋への漏洩などもなくなり、国とともに策定された計画に基づき、少しずつ、廃炉作業が進んでいます。
- 事故に伴い放射性物質の汚染に関する被害が発生し、その被害に対して、事業者、住民のほか、県や県内市町村等においても東京電力に損害賠償請求をしていますが、県では、民間事業者等が東京電力へ損害賠償請求を行う際に、手続きが円滑かつ着実に進むよう、個別無料相談会を開催するなど、きめ細やかな支援を行ってきました。
- しかし、事業者や住民のうち、大半は東京電力に対して賠償請求を行っていますが、今でも、躊躇する事業者や、制度自体を知らない事業者のほか、賠償請求しても東京電力から応じてもらえない事業者等も存在するものと考えられます。
- また、風評により業績が悪化した中小企業者等に対しては、相談体制の充実を図るとともに、事業継続に向けた総合的な金融・販売支援を講じてきました。また、出荷制限やこれに伴う風評被害を受けた農林水産業事業者については、低利の制度資金による資金融通の円滑化等により経営継続を支援してきました。しかし、業績回復については、事業者毎に異なり、丁寧なフォローアップが必要となっています。
- 現在、市場に出回っている産物は、全て安全なものとなっており、県内産農林水産物等を国内外の消費者等に安心して購入してもらえるよう、新聞広告やテレビCM等の多様な広報媒体を用いて、検査結果や生産者情報等、迅速でわかりやすい情報発信を行ってきましたが、震災地域産（福島県、宮城県等）の食品に対して消費者の購入意欲は概ね回復しているものの、まだ一定割合は買うことをためらう産地となっています。
- 一方、国外については、これまで、県では海外見本市等に参加し、海外バイヤーや消費者等に県内産食品の魅力、安全性を直接PRするとともに、海外ジャーナリストを招聘し、県産品の安全・安心をPRすることで、海外取引の促進に取り組んできましたが、諸外国・地域において輸入規制を緩和する国もある中、中国や韓国等、一部の諸外国・地域では県内産農林水産物等の輸入規制措置が現在も継続され、輸出関連事業者には厳しい状況が続いています。
- 出荷制限や出荷自粛となっている農林水産物の品目数は減少してきていますが、現在も一部の林産物、内水面の魚及び野生鳥獣の肉で出荷制限や出荷自粛が続いています。
- 栽培きこの類の出荷制限を解除するため、生産物や原木等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培や飼育等に関する助言・指導等の技術支援を行った結果、原木しいたけを中心に徐々に解除されてきましたが、解除されるのは個人単位であり市町村単位の解除は難しいものとなっています。

- また、汚染された稲わらが誤って飼料や敷料として利用されることがないように、一時保管施設の保守・管理を行っています。

2 取組の方向性

(1) 損害に対する確実な賠償請求

イ 民間事業者等への損害賠償請求支援

個人・民間事業者に対して、損害賠償に係る制度情報の周知を行うほか、仙台弁護士会等の協力を得るなど、損害賠償の個別相談に対応し事業者等を支援します。

ロ 市町村等への損害賠償請求支援

福島原発事故により被害を受けた各市町村や一部行政事務組合の担当者を対象に、損害賠償請求に係る制度などの情報を提供する説明会を開催するほか、希望する市町村等と合同で請求を実施するなど必要な支援を行います。

ハ 県としての損害賠償請求

県として受けた事故被害及びその対策に関する事業費並びに人件費を東京電力に直接請求します。また、直接請求で不払いとなった金額については、原子力損害賠償紛争解決センター（通称 ADR センター）に和解仲裁の申立てを行います。

(2) 風評被害への対策

イ 風評被害を受けている中小企業への個別支援

被災中小企業者の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し、資金返済が完了するまで利子補給を行います。

ロ 県内産農林水産物のイメージアップ

福島原発事故の影響とみられる県内産農林水産物の需要落ち込み等に対応するため、情報誌や首都圏イベントを通じて県内産農林水産物等の PR を行い、併せて県内の放射線・放射能に関する情報も周知することで、宮城県が安全で、安心な県であることを情報発信し、信頼回復と消費拡大を図ります。

また、震災によりシェアを失った県内産水産物の販路の回復を図るため、水産都市の経済の中心である魚市場における水揚げ確保や、水産加工業、水産物の販売力強化を柱とした取組を支援します。

ハ 諸外国・地域からの風評への対応

諸外国・地域における農林水産物等の輸出規制について、諸外国・地域に対して規制緩和の働きかけを行うよう国に対し要望するとともに、海外に向けて安全性

のPRを行います。

特に、県内産主要水産物であるホヤは、韓国における輸入規制が継続されていることから、国内における販路拡大に向けた取組を引き続き行います。

(3) 技術的支援

イ きのこや牧草の生産にかかる技術的支援

生産物や土壌等生産用資機材の放射性物質の検査を実施するとともに、放射性物質濃度を低減するための栽培管理に関する助言・指導等の技術支援を行います。

ロ 農産物の吸収抑制対策支援

農産物における放射性物質の吸収抑制のため、農家が対策を講じるための助成を行い、安全な農産物の生産供給を支援します。

ハ 汚染稲わら等の一時保管施設管理の支援

稲わらや牧草などの汚染廃棄物は、農家等において長期間保管されていることから、保管管理の支援を継続します。

第3 不安解消及び風評の発生防止

1 現状と課題

- 県内の空間放射線量率は、モニタリングポストによる定期的な監視や学校の校庭等の測定を継続して実施してきましたが、生活環境における空間放射線量率は低減しており、令和3年3月現在で、震災前の状況に戻りつつあります。
- また、これまで、農林水産物や流通食品のほか、水道水、給食やプール水などに含まれる放射性物質の測定をしてきましたが、管理されている食品や水などの放射性物質濃度についても、対策事業による効果などによって、検出下限値を下回っている状況となっています。
- しかし、きのこ・山菜類など自然から採取した林産物や野生鳥獣の肉については、食品衛生法の基準（100 Bq/kg）の超過が、今も見られる状況となっています。
- また、港湾内や海水浴場の海水のほか、河川や湖沼等の水質・底質等の放射性物質濃度の測定を行っており、いずれも当初から検出されない、又は大きく減少傾向で推移しておりますが、福島県境に近い一部の河川や湖沼の底質については、今なお、放射性物質が検出されております。
- そのため、自然環境においては、現在も、放射性物質の汚染が完全に解消されていないものと考えられ、今後も測定を継続していく必要があります。
- 放射線・放射能に関する測定結果は、平成24年度より構築したポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」をより分かりやすく再構築した「みやぎ原子力情報ステーション」に掲載し、情報発信しています。
- また、県民を対象とした、放射線・放射能に関するセミナーを開催し、放射線・放射能に関する情報の普及・啓発に努めているほか、県内小中学校及び高等学校に対して放射線副読本を配布し、授業での活用を促すなど生徒に対して放射線・放射能の正しい知識の普及啓発を図っています。
- これらの普及啓発活動を実施しているものの、県外及び海外における風評は完全に払拭されたとは言えない状況です。また、県民からの放射線・放射能に対する相談は、県、市町村とも確実に減少しており、県民の放射性物質に対する不安やそれに伴う関心は収束に向かっているものの、ゼロにはなっていません。

2 取組の方向性

(1) 空間放射線量率のモニタリング

県内全域の空間放射線量率の推移変化を定期的に把握するため、県内各市町村に配備したモニタリングポストにより測定した正確なデータを迅速に提供するほか、車で走行しながら空間放射線量率を測定する「走行サーベイ」など、県内市町村の協力を得ながら測定を実施します。

風評対策の一環として、国内外の港湾事業者等に周知するため、県内港湾の空間

放射線量率や仙台塩釜港仙台港区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を継続実施します。

これらの空間放射線量率の測定は、測定計画を策定して進めます。

(2) 放射性物質濃度のモニタリング

イ 食べ物・飲み物及びその環境

水道水や県内産農林水産物及び関連加工品のほか、食用に供する主要な野生鳥獣等について、食品衛生法等の法令の規定に基づき、食品等の放射性物質濃度の検査を行い、その結果を引き続き、ポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」などを通じて速やかに公表します。

住民が自然から採取した野生きのこ・山菜類や獣肉等のいわゆる住民持込試料の放射性物質濃度測定については、市町村ごとの地域の事情に応じて実施していくほか、市町村職員等への測定技術の研修を実施します。

これまで環境省が実施している、河川や湖沼等の水域における水質、底質等について、地点選定等に協力し、適切なモニタリングの継続を推進します。

これらの放射性物質濃度の測定は、測定計画を策定して進めます。

ロ 産業活動等

港湾内の海水中放射性物質の濃度は国内外の港湾関係者及び周辺住民の関心事であることから、引き続き、県内の港湾における海水中の放射性物質濃度を継続して測定します。

また、工業用水の安全性の確認や、浄水発生土や下水道汚泥を適切に取り扱うために各々の放射性物質濃度の測定も継続し、速やかに公表します。

海開きをする県内の海水浴場の空間放射線量率と海水中の放射性物質濃度を継続して測定します。

(3) 正しい知識の普及・啓発

放射線・放射能に関する正しい知識について、県のホームページ、ポータルサイト、広報紙やパンフレット等の各種広報媒体の活用のほか、放射線・放射能に関するセミナーや出前講座の開催、報道機関の活用等により、普及啓発を図り、県民の不安解消に努めます。

県内小中学校及び高等学校では、文部科学省の副読本を活用して、発達段階に応じた放射線に関する教育が行われており、児童・生徒の放射線に関する理解が深まっていることから、今後もこれらの正しい知識の普及・啓発を継続します。

住民からの健康相談等に当たる市町村や保健所職員等に対する放射線リスクコミュニケーション研修等については、正しい知識の普及啓発にとって有効であることから、引き続き国の事業に県も協力します。

第4 その他原発事故被害収束への取組

1 取組の方向性

(1) 県民一丸となった取組体制の構築

福島原発事故への対応について、総合的な対策の検討や情報提供・情報共有などを行うため、県内の産業界や消費者団体、有識者、自治体等で構成する「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」を設置しており、今後も定期的に会議を開催します。

県として、本基本方針に掲げる施策を総合的かつ計画的に検討し、その実施を推進するため、庁内の連絡調整等を行う組織として本部長を知事とし、本部員を部長とした「東京電力福島第一原子力発電所事故対策本部」を設置しており、今後も必要に応じて開催し、状況の変化や「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等の改訂等を踏まえて実施計画の策定や見直し等を行います。

(2) 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握

平成26年5月に東京電力と取り交わした「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」に基づき、福島第一原子力発電所における汚染水漏えい等の事故やその対応について、報告を受け、各種対策の実施状況を確認します。

また、特に、福島第一原子力発電所における汚染水対策や廃炉に向けた東京電力の取組を把握するため、必要に応じて、現地調査を行います。

(3) 国や東京電力に対する要望・要請

福島原発事故の事態の早期収束・廃止措置の早期完了に向けては、国が前面に立ち、責任を持って取り組む必要があり、諸外国・地域による輸入規制の緩和措置や指定廃棄物の速やかな処理など必要な事項については、国に対して全国知事会や原子力発電所関係団体協議会を通じて、また、県として、随時要望します。

また、東京電力に対しても、現地調査などの機会を捉え、汚染水・廃炉対策や損害賠償を着実に実施するよう要請を行います。

なお、東京電力福島第一原子力発電所において、大量にタンクに溜まっている、いわゆるALPS処理水の処分に関しては、国民の理解が十分に得られた上で、新たな風評が生じないように、国に対し万全な対策を講ずるよう求めています。

参 考 資 料

東京電力福島第一原子力発電所 事故被害に係る現状及び課題

資料-1

基本方針の位置付け・目標・これまでの経緯

■ 基本方針の位置付け

東京電力福島第一原子力発電所事故被害に対し、総合的な対応を図るため、その基本的な視点や県が取り組む基本的な方向性等を定め、県民の皆様を示すもの。

■ これまでの経緯

基本方針						基本方針(改訂)			
実施計画 第1期			実施計画 第2期			実施計画 第3期			
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2

開催年月日	事 項
平成23年9月	東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議の設立
平成24年1月	東京電力福島第一原子力発電所事故対策基本方針(策定)
平成24年3月	東京電力福島第一原子力発電所事故対策実施計画(第1期策定)
平成26年3月	東京電力福島第一原子力発電所事故対策実施計画(第2期策定)
平成29年3月	東京電力福島第一原子力発電所事故対策基本方針(改訂) 東京電力福島第一原子力発電所事故対策実施計画(第3期策定)

資料-2

基本方針の目標と3つの基本的視点(H29.3改訂)

基本方針の目標

「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」を目標に掲げ、目標達成のための3つの基本的視点に立って、総合的な取組を行う。

基本的視点1:きめ細かなモニタリングの継続

- 総合的・計画的に空間放射線量率や放射性物質濃度の監視・測定を継続し、その結果を迅速に公表する。
- 住民が持ち込んだ野生のきのこ・山菜類や家庭菜園の農林水産物などの測定を行う市町村を支援する。

基本的視点2:汚染、風評被害、損害への十分な対応

- 8,000Bq/kg以下の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう市町村等を支援する。
- 8,000Bq/kgを超過する指定廃棄物については、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力する。
- 除去土壌や除染廃棄物の処理については、国の方針に基づき適正な処理が行われるよう市町村を支援する。
- 県産農林水産物や観光業などの信頼回復や消費拡大のため、各種メディアや広報誌等を利用して安全性や魅力等に関する情報を積極的に発信する。
- 原発事故により被害を受けた方に対して、損害賠償についての説明会等を開催するとともに、経営不振に陥った事業者に対し、事業継続に必要な金融・経営支援や技術支援などを行う。

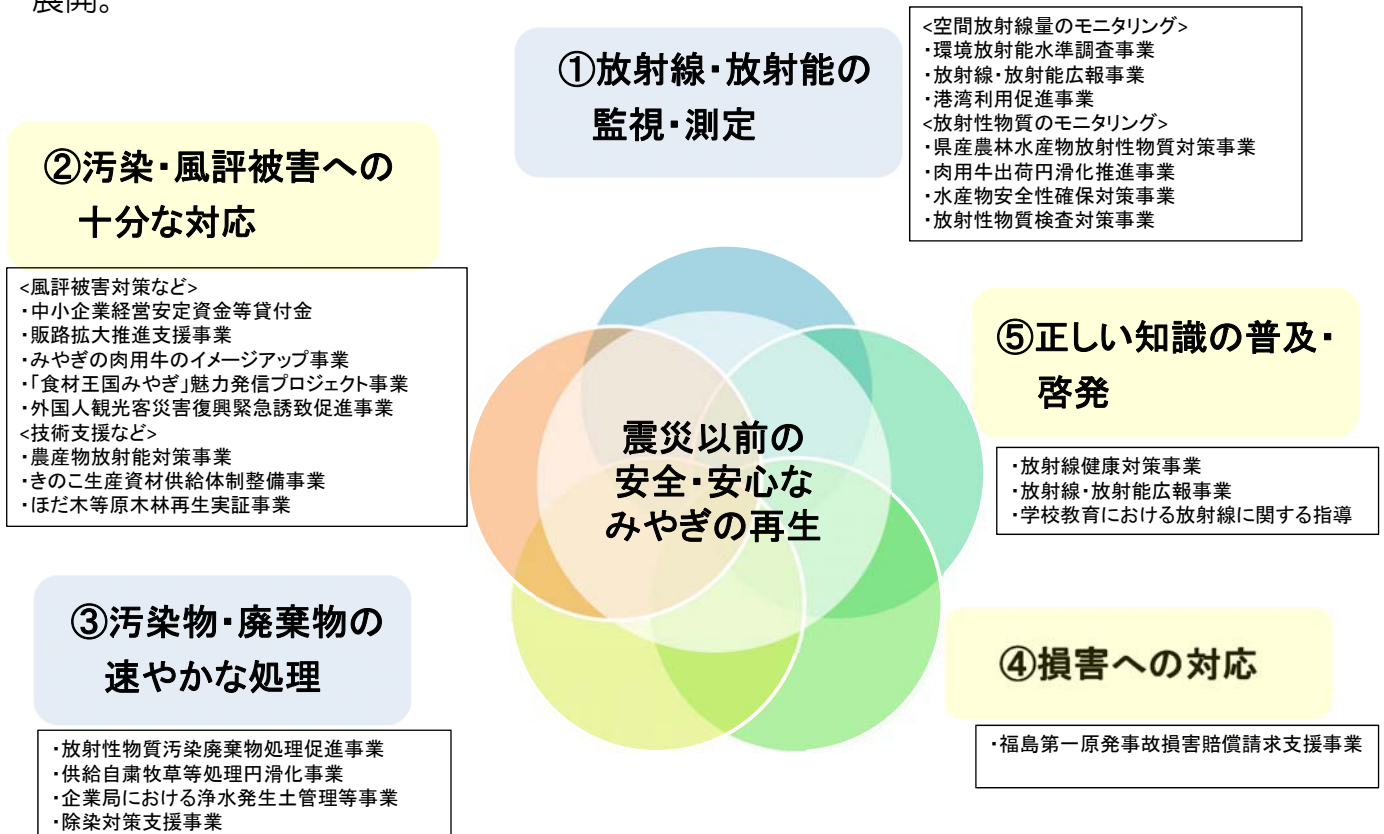
基本的視点3:放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

- 放射線・放射能に関する知識などを、県民一人ひとりが正確かつ分かりやすく理解できるよう、セミナーや出前講座を実施するほか、様々な機会を捉えて、正しい知識の普及・啓発を図る。

資料-3

基本方針(H29.3改訂)に定める5つの個別取組方針

- 目標を達成するため、県では5項目の個別取組の相互連携を図りながら、総合的な取組として展開。



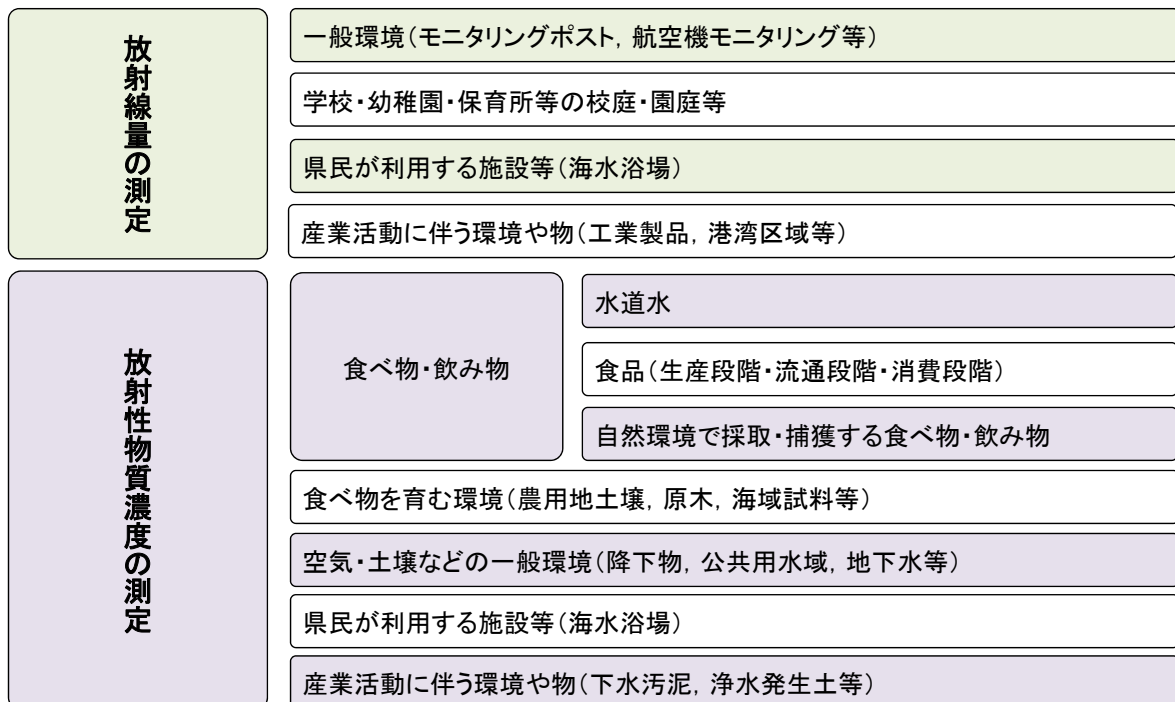
資料-4

1 放射線・放射能の監視・測定

1-1 放射線・放射能の測定体系について

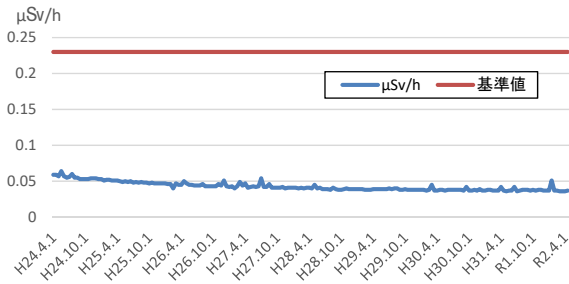
- ・平成24年5月の宮城県放射線・放射能測定実施計画策定以降、毎年度計画を見直しするとともに、実状に合わせた測定を実施。
- ・基準値を超過しないものについても、モニタリングを継続。

宮城県放射線・放射能測定実施計画 体系図(令和2年4月改正)



1-2-1 放射線量の測定 -一般環境(モニタリングポスト)-

- ・平成23年3月14日から県南部地域等を対象にモニタリングカー及びサーベイメーターによる定点観測実施。
 - ・平成23年4月には県内10地区にモニタリングポストを設置。また、平成24年3月までにさらに30地区に設置。
 - ・平成24年4月から、県内全市町村においてモニタリングポストによる空間放射線量率の常時監視を開始。
 - ・測定結果は、県が運営する『みやぎ原子力情報ステーション』でリアルタイムに公表(※令和2年4月1日から「放射能情報サイトみやぎ」をリニューアル)。
- ⇒平成25年9月15日以降、汚染状況重点調査地域の指定の基準である0.23 μSv/hを超えている箇所なし。

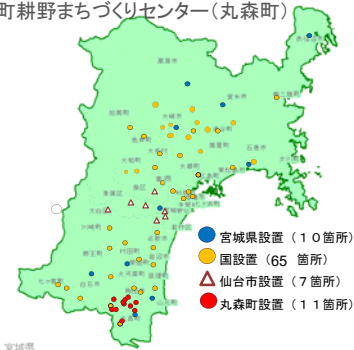


▲ 県環境放射線監視センター(仙台市)



▲ 丸森町耕野まちづくりセンター(丸森町)

	設置時※1 (平成24年4月1日 正午時点)	現在※2 (令和元年12月31日正午時点)	(参考)事故前※3 (H9.3.20~H23.3.11)
最小値	0.03 (村田町役場)	0.02 (大衡村役場)	0.02 (仙台市宮城野区)
最大値	0.37 (丸森町耕野まちづくりセンター)	0.07 (丸森町耕野まちづくりセンター)	0.05 (仙台市宮城野区)
平均値	0.08	0.04	0.02



モニタリングポストの配置図
(女川原子力発電所監視用を除く) ※地図データ:国土地理院承認14総復第149号

※1 平成24年4月1日時点で県内に設置されていたモニタリングポスト40局
 ※2 令和2年4月1日現在のモニタリングポスト75局(女川原子力発電所監視用を除く)
 ※3 環境放射能水準調査として設置されたモニタリングポスト1局

1-2-2 放射線量の測定 -モニタリングポスト設置数-

県内モニタリングポスト等一覧

設置区分	福島原発事故対策				合計
	①原子力規制委員会※1	②環境放射能水準調査(県合同庁舎毎)	③県設置※2	④環境省※3	
設置時期	H23	H23	H23	H29	
1 仙台市		1			1
2 石巻市		1		2	3
3 塩竈市	1				1
4 気仙沼市		1			1
5 白石市	1		1	2	4
6 名取市	1				1
7 角田市	2			4	6
8 多賀城市	1				1
9 岩沼市	1				1
10 登米市		1			1
11 栗原市		1			1
12 東松島市	1				1
13 大崎市		1		13	14
14 富谷市	1				1
15 蔵王町	1				1
16 七ヶ宿町	2				2
17 大河原町		1		4	5
18 村田町	1				1
19 柴田町	1				1
20 川崎町	1				1

R2.4.1 原子力安全対策課

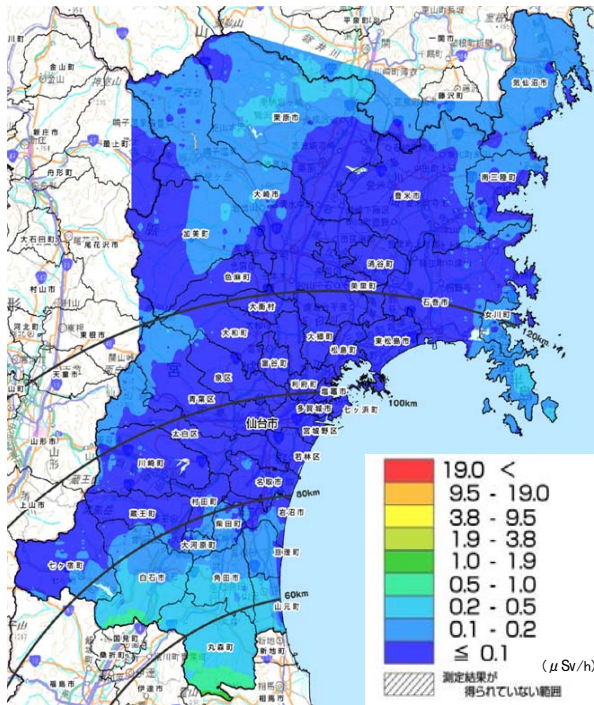
設置区分	福島原発事故対策				合計
	①原子力規制委員会※1	②環境放射能水準調査(県合同庁舎毎)	③県設置※2	④環境省※3	
設置時期	H23	H23	H23	H29	
21 丸森町	2			1	3
22 亶理町	1				1
23 山元町	1		1		2
24 松島町	1				1
25 七ヶ浜町	1				1
26 利府町	1				1
27 大和町	1			3	4
28 大郷町	1				1
29 大衡村	1				1
30 色麻町	1				1
31 加美町	1				1
32 涌谷町	1			4	5
33 美里町	1			3	4
34 女川町					0
35 南三陸町	1				1

小計	30	7	3	35	75
計		75			

※1: 県内市町村が網羅されるよう、水準調査等以外の市町村に設置されたもの
 ※2: MP設置後に3市町の要請により、福島県境付近に県が設置したもの
 ※3: 試験焼却に伴い4圏域で新設されたもの

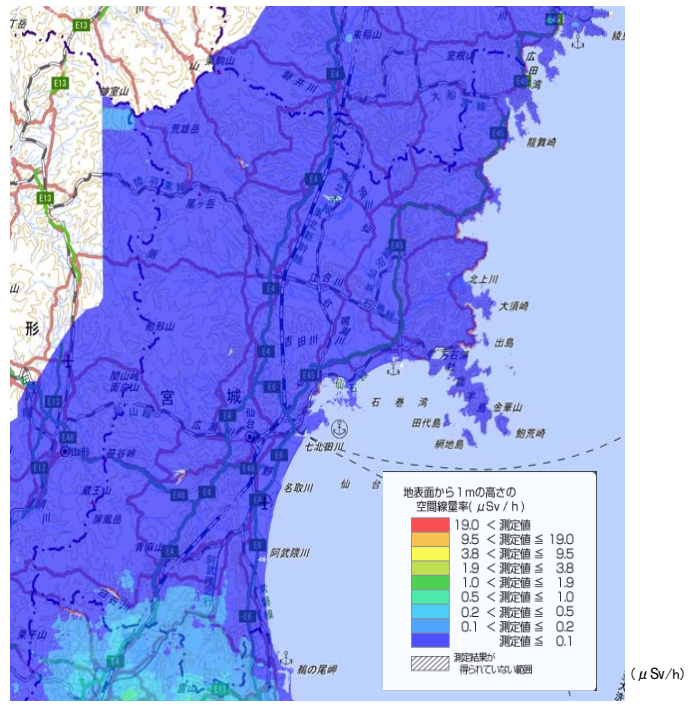
1-2-3 放射線量の測定 ー一般環境(航空機モニタリング)ー

- ・ 県南部を含む東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地域については、文部科学省及び米国エネルギー省、原子力規制庁が平成23年4月から令和元年11月末までの間に計14回測定を実施。
 ⇒ 県内の空間放射線量率は経時的に低減している。



平成23年6月30日現在

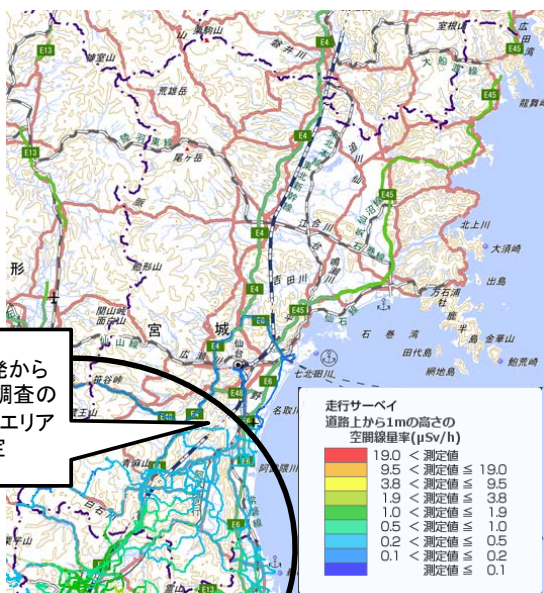
※地図データ:原子力規制委員会ホームページより



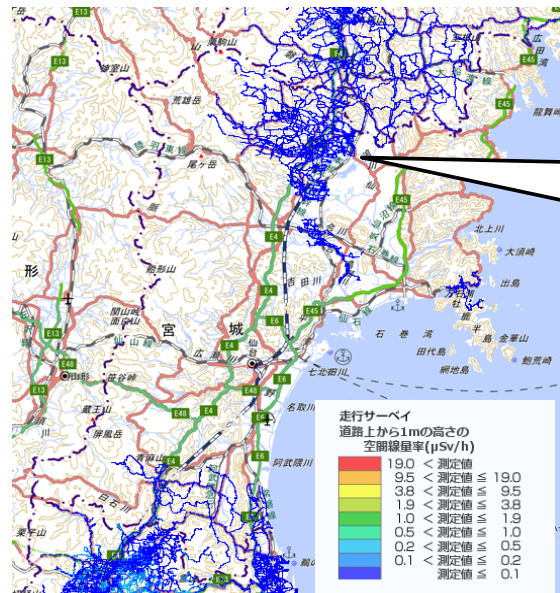
令和元年11月2日現在

1-2-4 放射線量の測定 ー一般環境(走行サーベイ)ー

- ・ 地上における空間放射線量率を面的に測定するため、平成23年から令和元年まで19回にわたり、測定器を搭載した車両で道路走行し、道路近辺の空間放射線量率を測定する「走行サーベイ」を実施。
- ・ 平成23年6月の第1次走行サーベイ(東京電力福島第一原子力発電所から100km圏内)及び平成23年12月の第2次走行サーベイ(県内の希望した市町村地域)は国が実施、平成24年3月から令和元年までの第3次～第19次走行サーベイは市町村が国に協力し測定。
 ⇒ 航空機モニタリングと同様、県内の空間放射線量率が経時的に低減している。



第1次走行サーベイ結果(平成23年6月4日～6月13日)



第19次走行サーベイ結果(令和元年10月28日～12月13日)

令和元年度
調査市町村
「栗原市、山元町
美里町、女川町」
希望した4市町で
実施

※地図データ:原子力規制委員会放射線量等分布マップ拡大サイトより加工(トリミング)して作成

1-2-5 放射線量の測定 -学校・幼稚園・保育所等の子どもの生活環境-

・汚染状況の経年変化と、子どもの生活環境の安全性を確認するため、平成23年度から毎年、概ね6月から8月にかけて県内の学校等の校庭を対象に、空間放射線量率を測定。

⇒平成25年度以降、汚染状況重点調査地域の指定の基準である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えている箇所なし。

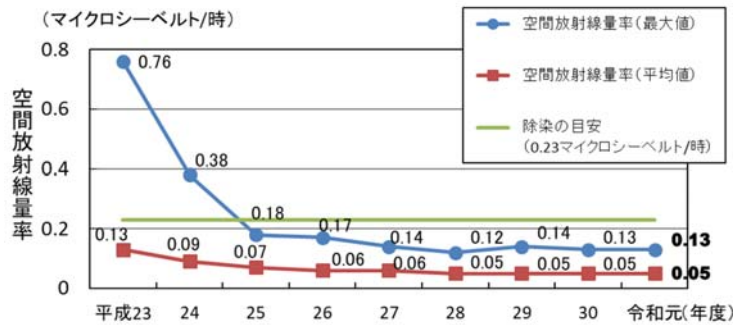
令和元年度の測定状況

測定期間：令和元年6月～8月までの間

測定施設：県内全市町村の幼稚園、小・中学校、高等学校及び保育所等の1,431施設

測定方法：原則として、幼稚園、小学校、保育所及び特別支援学校は地上高0.5m、それ以外は地上高1m

	平成23年度	平成24年度	平成25～令和元年度
0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上を記録した施設数の推移	164施設 (10.1%)	29施設 (1.8%)	0施設 (0%)



▲ 学校等の校庭等の空間放射線量率

市町村名	令和元年度		幼稚園	小学校	高等学校	中等教育	特別支援学校	保育所等					計	その他	合計		
	平均 ($\mu\text{Sv/h}$)	最大 ($\mu\text{Sv/h}$)						保育所	へき地保育所	子育て拠点施設	認可外保育施設	認定こども園					
仙台市	0.04	0.06	120	64											184		
市立小・中学校	0.05	0.13	3	1	27	1	8								40		
その他学校	0.04	0.09						128	98	38	10	274			274		
保育所等	0.05	0.12	13												13		
幼稚園	0.06	0.09	2	7	2	8		1	21						42		
石巻市	0.05	0.06	6	7	5	2		1	10	1				11	32		
塩竈市	0.05	0.06	9	14	11	4		1	15	3		5	1	24	63		
気仙沼市	0.08	0.10	3	10	5	2		1	8	2				10	31		
白石市	0.05	0.10	3	10	5	3			10	10				2	43		
名取市	0.07	0.10	4	8	3	2		1	1	6	1			8	28		
角田市	0.04	0.06	6	6	4	3			16	2				1	39		
多賀城市	0.06	0.08	4	4	4	1		1	11	3		4		18	33		
岩沼市	0.04	0.06	11	22	10	3		1	27			3	6	36	83		
登米市	0.05	0.07	11	12	6	4		2	7				1		43		
栗原市	0.06	0.08	4	8	3	2			8						25		
東松島市	0.04	0.10	16	29	11	9		1	42	1	3	4	51	24	141		
大崎市	0.03	0.05	5	8	5	1		1	8			1		9	29		
富谷市	0.06	0.07	3	5	3	1			2	5	2			9	21		
蔵王町	0.10	0.12	1	1	2				1					1	5		
七ヶ宿町	0.06	0.08	1	3	2	2			5			1		6	14		
大河原町	0.06	0.07	2	2	2	1						1		2	9		
村田町	0.05	0.08	5	6	3	1		1	3			2		5	23		
柴田町	0.04	0.05	1	4	2	1		1						1	10		
川崎町	0.07	0.10	1	9	1	1			2	2		2		6	17		
丸森町	0.04	0.06	1	6	4	1			10	3				13	25		
亶理町	0.05	0.06	2	4	2	1		1	1					1	10		
山元町	0.05	0.07	3	3	1	1			3	1				4	12		
松島町	0.04	0.05	4	3	2				1			1		2	11		
七ヶ浜町	0.05	0.11	6	3	1			1							11		
利府町	0.04	0.05	2	6	2	1			4	7				11	22		
大和町	0.04	0.04	1	1	1				1					1	4		
大畑町	0.04	0.05	1	1					2	1				1	4		
大衡村	0.05	0.06	1	1	1	1			2	2				2	6		
色麻町	0.05	0.07	3	8	3	1			1					5	21		
加美町	0.05	0.06	4	3	1	1			2	1				3	13		
涌谷町	0.04	0.06	3	6	3	2		2	3	4		7		14	30		
美里町	0.06	0.07	1	1	1	1		1	2					2	6		
女川町	0.05	0.07	5	2	1				3					1	12		
南三陸町	0.05	0.13	133	352	180	90	1	26	361	1	150	9	61	35	617	32	1,431
県全体																	

資料-11

1-2-6 放射線量の測定 -県民が利用する施設等、産業活動に伴う環境や物-

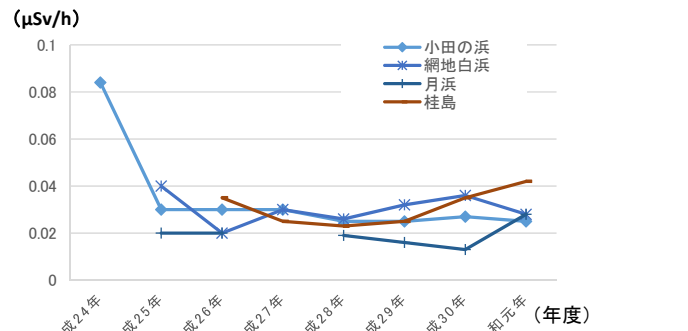
<県民が利用する施設等>

・多くの県民が利用する施設の安全性を確認するため、海水浴場等の空間放射線量率を測定。

⇒調査開始時より、汚染状況重点調査地域の指定の基準である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えている箇所なし。

年度	調査海水浴場							
H24	小田の浜							
H25	小田の浜	網地白浜	月浜					
H26	小田の浜	網地白浜	月浜	桂島				
H27	小田の浜	網地白浜		桂島				
H28	小田の浜	網地白浜	月浜	桂島	菖蒲田			
H29	小田の浜	網地白浜	月浜	桂島	菖蒲田	サンオーレ袖浜		
H30	小田の浜	網地白浜	月浜	桂島	菖蒲田	サンオーレ袖浜		
R1	小田の浜	網地白浜	月浜	桂島	菖蒲田	サンオーレ袖浜	小泉	

※調査回数の多い海水浴場のみグラフ化

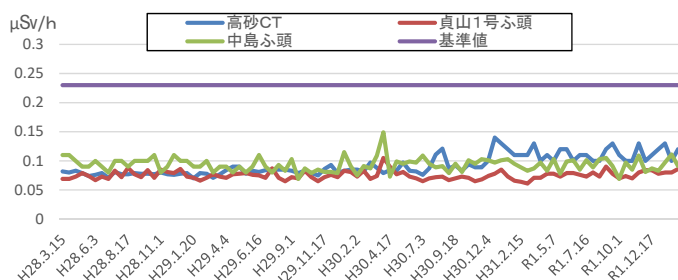


▲ 海水浴場の空間放射線量率の推移 (地表1m検査)

<産業活動に伴う環境や物>

・県内で生産・製造された製品等の安全性を確認するため出荷コンテナの表面線量及び港湾区域等の空間放射線量率を測定。

⇒調査開始時より、汚染状況重点調査地域の指定の基準である $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えている箇所なし。



▲ 港湾区域の空間放射線量率の推移

資料-12

1-3-1 放射性物質濃度の測定 -食べ物・飲み物①-

<水道水>

- 平成23年度の検査開始以降、令和2年3月末時点で15,699件の検査を実施。
- ⇒検査開始以降、全て国が定める放射性セシウムの管理目標値である10Bq/kg以下。

	検査数		管理目標値※1 超過件数
	県企業局分	市町村実施分	
平成23年度	156	2,310	検査開始以降 超過件数は0
平成24年度	153	2,789	
平成25年度	156	2,337	
平成26年度	153	2,236	
平成27年度	153	1,716	
平成28年度	36	1,316	
平成29年度	36	858	
平成30年度	36	652	
令和元年度	36	570	
合計	915	14,784	

※1 平成24年3月31日までは指標値、平成24年4月以降は管理目標値。どちらも「10Bq/kg」

▲ 年度別検査状況(令和2年3月末現在)

<食品>

- 県内農林水産物等の安全性を確認するとともに、食品衛生法に基づく基準値を超過した食品が流通することのないよう、国、県等が協力し、生産・流通・消費の各段階において放射性物質の濃度を測定。
- 県民が自然環境で採取、捕獲された野生鳥獣肉、きのこ、山菜及び湧水の他、自家栽培野菜等の流通食品以外の食品についても、各市町村で住民持込み放射能測定を実施。

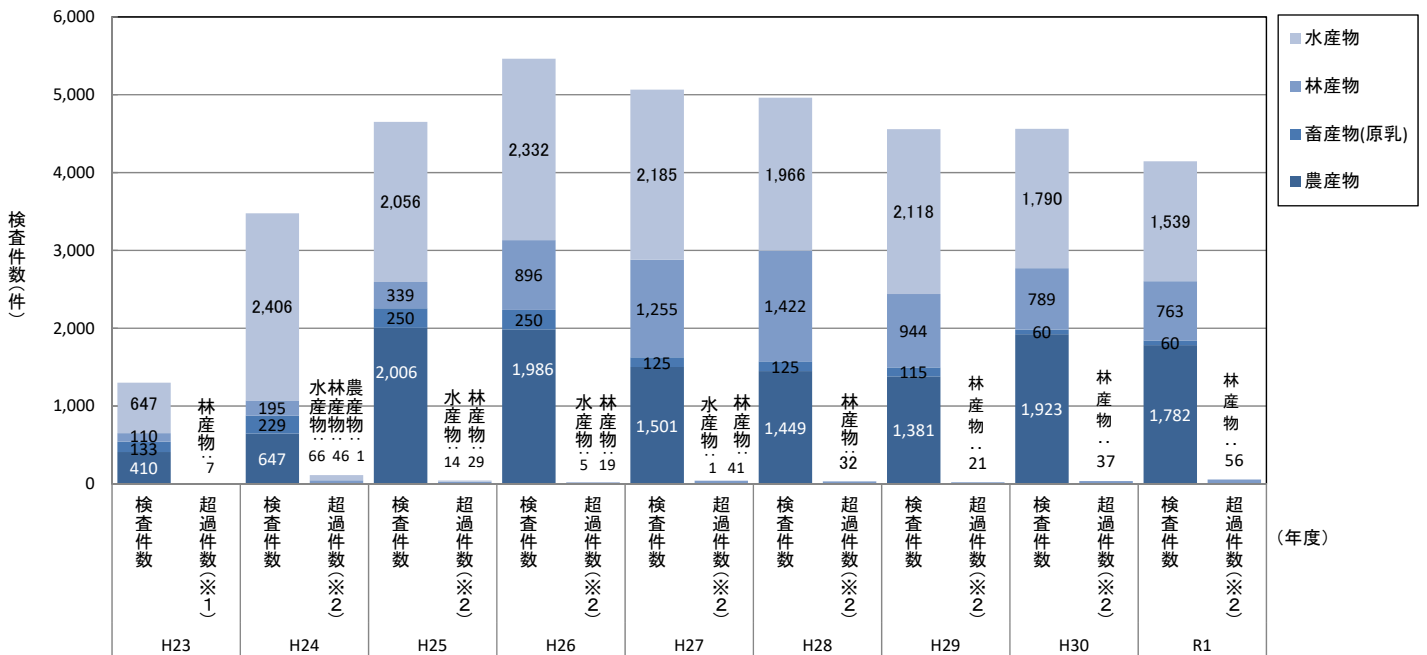
各段階	項目	品目名
生産段階	農産物(穀類)	水稻, 麦類, 大豆, そば等
	農産物(野菜類)	ホウレンソウ, トマト, ネギ等
	農産物(果実類)	ゆず類, リンゴ, カキ等
	畜産物	原乳
	林産物	タラノメ, ゼンマイ, シイタケ等
	水産物	海水魚, 貝類, 淡水魚等
流通段階	一般食品	りんごジュース, 干し柿等
消費段階	県民持込食材等	コシアブラ, タケノコ, 野生鳥獣類(イノシシ)等

▲ 生産・流通・消費段階で検査する項目と品目名(令和2年3月末時点)

1-3-2 放射性物質濃度の測定 -食べ物・飲み物②-

<農林水産物>

- 平成23年度から令和元年度まで38,184件の精密検査を実施。
- ⇒食品衛生法に基づく基準値を超過する食品の割合は、農産物及び原乳については、平成25年度以降なし。
- ⇒自然環境で採取されるきのこ・山菜類等の林産物については、令和元年度においても基準値を超える品目 が確認されており、継続した検査を行う必要性あり。



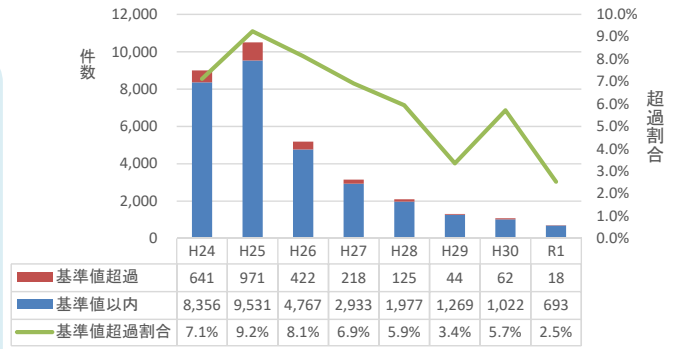
▲ 農林水産物の精密検査実施状況(令和2年3月末現在)

※ 平成24年3月まで適用の暫定規制値。飲料水:200Bq/kg 牛乳・乳製品:200Bq/kg 野菜類・穀類・肉・卵・魚等:500Bq/kg
 ※ 平成24年4月から適用の基準値。飲料水:10Bq/kg 牛乳50Bq/kg 一般食品:100Bq/kg 乳児用食品:50Bq/kg

1-3-3 放射性物質濃度の測定 -食べ物・飲み物③-

<住民持込放射能測定>

- 平成23年9月から一部市町村で受付を開始し、平成24年10月には全市町村で測定体制を整備。
⇒年々測定件数は減少しているが、一部の野生きのこや山菜のコシアブラ、野生鳥獣のイノシシ肉など一部の品目では今なお基準値を超過する品目あり。
- 基準値超過品目については、市町村が測定依頼者（住民）に対して飲食に供しないよう指導。
- 測定結果は県のモニタリング計画の見直しに活用。



▲ 年度別基準超過割合と測定実施件数の推移 (令和2年3月末現在)

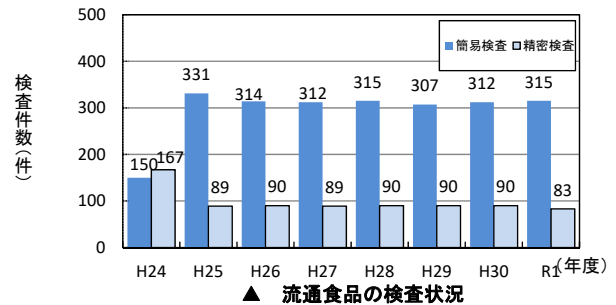
持込検査物大分類名	H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合	検査件数	超過割合
農産物(穀類除く)	4,925	0.2%	4,063	0.2%	1,468	0.0%	1,166	0.0%	659	0.0%	473	0.0%	356	0.0%	234	0.0%
穀類	1,409	0.2%	510	0.2%	234	0.0%	131	0.0%	52	0.0%	24	0.0%	14	0.0%	18	0.0%
林産物	1,792	30.1%	4,782	19.1%	2,865	13.1%	1,438	11.1%	981	9.6%	611	5.4%	488	10.2%	372	4.3%
水産物	169	3.6%	296	3.7%	117	0.0%	80	1.0%	33	0.0%	14	0.0%	4	0.0%	4	0.0%
肉(イノシシ肉等)	125	48.8%	270	12.2%	216	22.2%	184	26.6%	229	13.1%	101	10.9%	133	9.0%	70	2.9%
加工品	266	2.6%	279	2.5%	114	0.0%	37	0.0%	68	1.5%	17	0.0%	15	0.0%	13	0.0%
井戸水等	248	—	155	—	76	—	41	—	23	—	12	—	6	—	0	—
その他(食品以外)	63	—	147	—	99	—	73	—	57	—	61	—	68	—	0	—
合計	8,997		10,502		5,189		3,151		2,102		1,313		1,084		711	

▲ 平成24年から令和元年度までの住民持込測定の大分類別超過割合
※井戸水等、その他は非食品のため超過割合は算出しない。

1-3-4 放射性物質濃度の測定 -食べ物・飲み物④-

<流通食品>

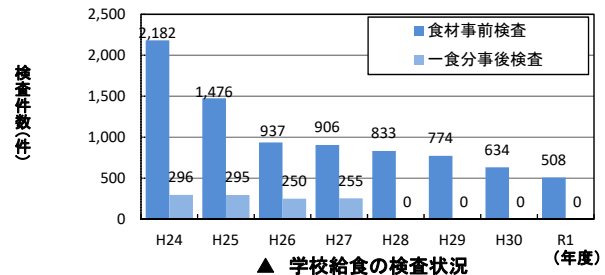
- 市場に流通している食品の安全性を確認するため食品衛生法に基づき、県内の小売店から収去した食品の検査を実施。
⇒平成24年度の検査開始以降、基準値超過なし。



▲ 流通食品の検査状況

<学校給食>

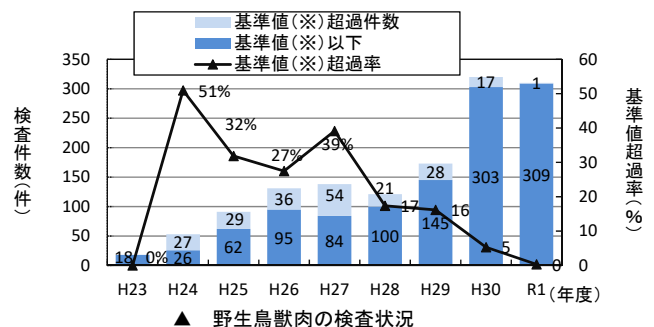
- 学校給食の安全性を確認するため、平成24年3月に2箇所の学校給食センターで調理された給食の一食分検査を実施。
- 平成24年度以降、学校給食食材のサンプル測定及び学校給食モニタリング事業として給食一食分の検査を開始。
⇒平成24年度の検査開始以降、基準値超過なし。



▲ 学校給食の検査状況

<野生鳥獣>

- 狩猟及び捕獲された野生鳥獣を検査し、野生鳥獣に含まれる放射性物質を確認。
- 基準値を超過した場合には、関係自治体や捕獲を行う者に対し、流通等がなされないよう措置。
⇒事故直後は超過率が約半数であったが徐々に低下し、令和元年は1頭のみとなっている。



▲ 野生鳥獣肉の検査状況

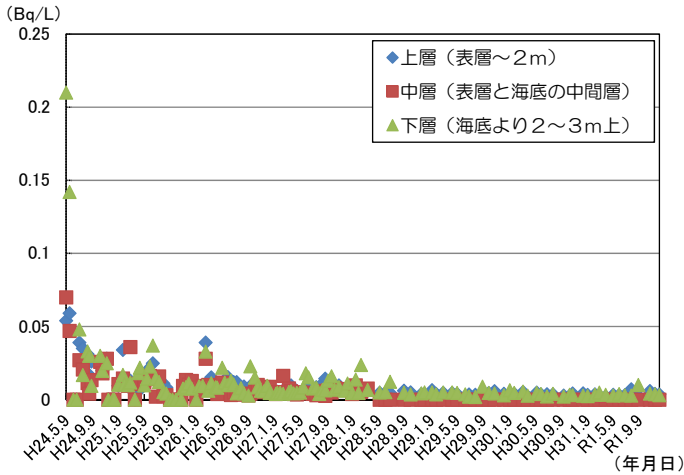
1-3-5 放射性物質濃度の測定 - 食べ物を育む環境 -

<農用地土壌>

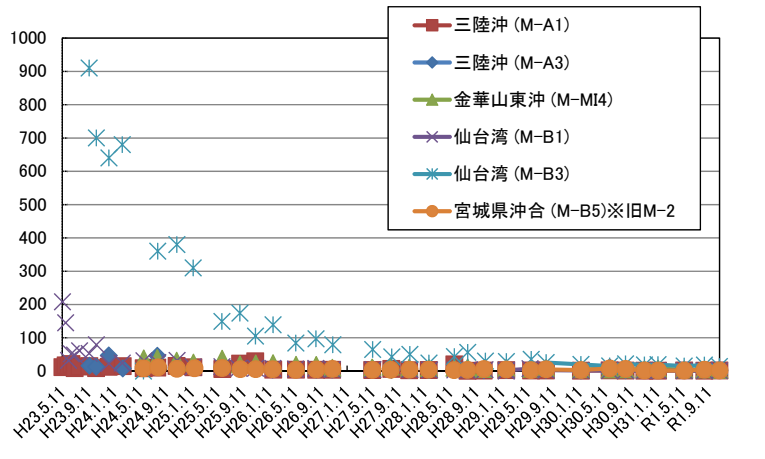
- 食品衛生法上の基準値を超えない農産物を生産するため、農地土壌の放射性物質の濃度を測定し、県内の874地点の農地土壌に含まれる放射性物質の分布概況を把握(農林水産部平成24年3月公表)。
⇒稲の作付け制限基準である、土壌中放射性セシウム濃度の上限値5,000Bq/kgを全ての地点で下回っている。
- 堆肥については、平成23年8月の国による暫定許容値の設定後、牛ふん堆肥の検査を実施し、安全性を確認するとともに、暫定許容値を超過した製造所等については、出荷がなされないよう措置。

<海域試料>

- 国等では、放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況把握を目的に、海洋モニタリングとして、県沿岸等における海水及び海底土の放射性物質濃度の測定を定期的を実施。
⇒いずれも経時的に低減しており、ほぼ震災前の状態に戻っている。



▲ 海水の放射性セシウム濃度の推移 (採取場所:T-MG06(阿武隈川沖))

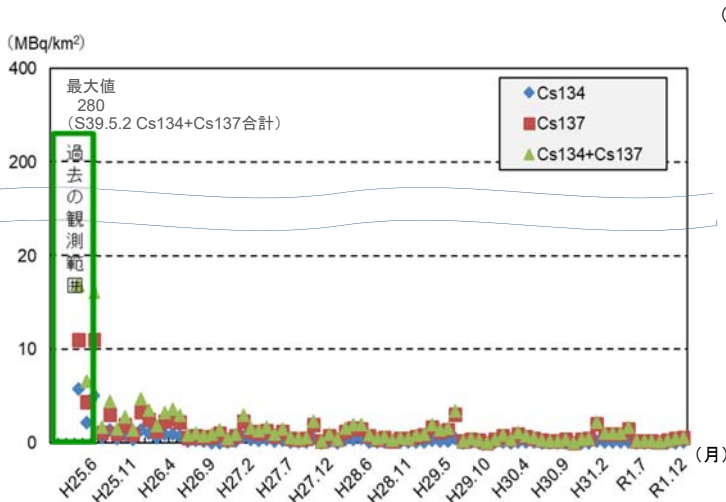


▲ 海底土の放射性セシウム濃度の推移 (年月日)

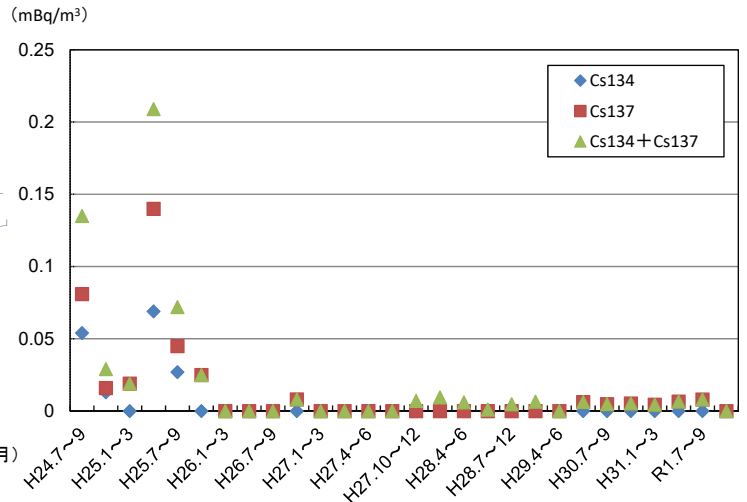
1-3-6 放射能濃度の測定-空気・土壌などの一般環境①-

<降水物及び大気浮遊じん>

- 降水物や大気浮遊じんに含まれる原子力発電所事故由来の放射性物質を把握するため、降水物については平成23年8月に測定(1日分)、平成24年3月から平成25年3月末まで週間降水物を測定し、平成25年度以降は月間降水物について測定。
- 大気浮遊じんについては、平成24年4月から測定を開始し、平成25年度以降は3ヶ月間捕集した大気浮遊じんについて測定。
⇒いずれも経時的に低減しており、ほぼ震災前の状態に戻っている。



▲ 月間降水物の放射性セシウム濃度の推移 (仙台市)



▲ 大気浮遊じんの放射性セシウム濃度の推移 (期間)

1-3-7 放射性物質濃度の測定 -空気・土壌などの一般環境②-

<公共用水域>

- ・国では、河川等の公共用水域における水質及び底質の放射性物質濃度の測定を定期的を実施。
- ・県内の河川43地点、ダム・湖沼21地点の底質(底土)及び河川兩岸の表土を調査。

県内の調査地点一覧

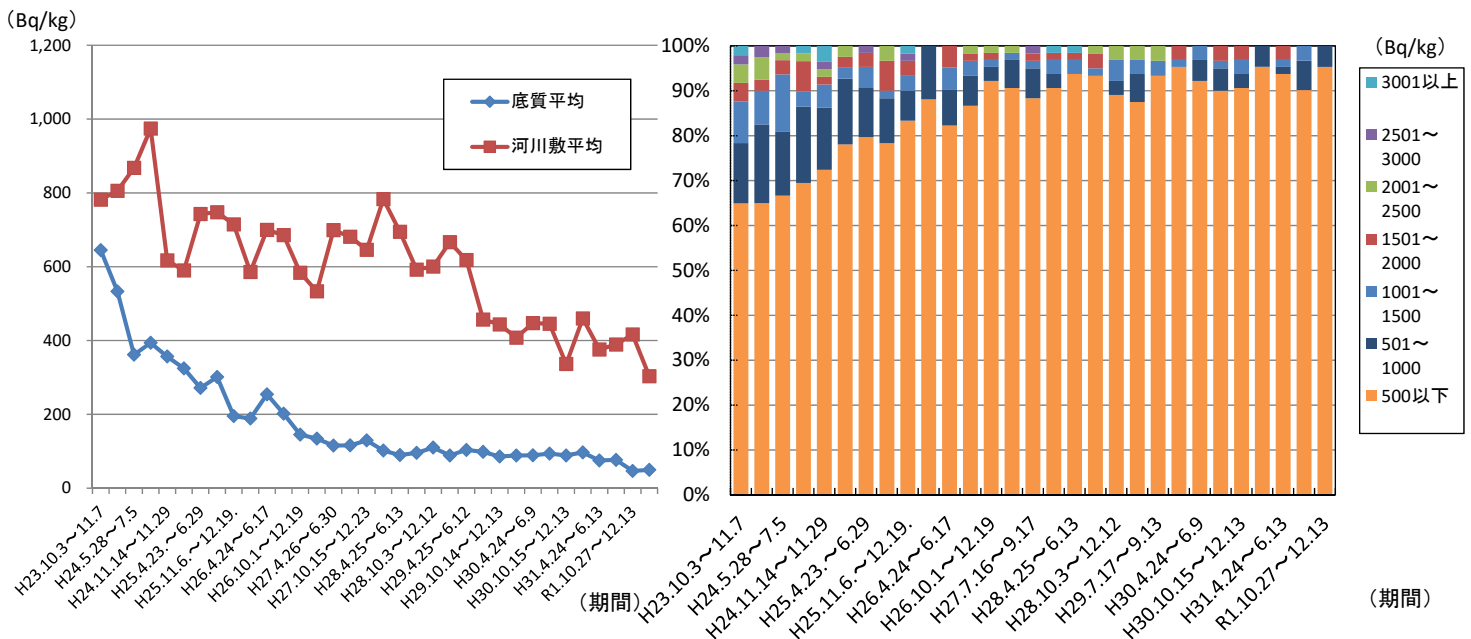
No.	市町村	河川	環境基準点等	No.	市町村	河川	環境基準点等	No.	市町村	湖沼
1	気仙沼市	鹿折川	金山橋	25	仙台市	貞山運河	七北田橋	1	栗原市	栗駒ダム
2			波板橋	26			福田大橋	2		花山ダム
3			大川	館山大橋			27	梅田川	3	大崎市
4		神山橋		28			七北田川	4	登米市	伊豆沼
5		大川河口		29	名取市	名取川	5	長沼		
6		面瀬川	尾崎橋	30		増田川	6	栗原市	宿の沢ため池	
7	栗原市	有馬川	宇南田橋	31	小山橋	7	加美町	二ツ石ダム		
8		金流川	小畑橋	32	毘沙門橋	8		漆沢ダム		
9	登米市	北上川	登米大橋	33	丸森町	阿武隈川	羽出庭橋	9	大和町	南川ダム
10	栗原市	迫川	洞万橋	34			丸森橋	10	宮床ダム	
11			鍛冶屋橋	35			角田柴田	江尻橋(東根橋)	11	仙台市
12			花山ダム流入部	36	白石市	白石川	川原子沢合流前	12	利府町	惣の関ダム
13			若柳	37			齊川	江坪橋	13	仙台市
14	山吉田橋	38	松川	宮大橋			14	丸田ため池		
15	大崎市	江合川	轟橋	39	村田町	荒川	15	天沼		
16			清水閘門	40	柴田町	白石川	16	川崎町	釜房ダム	
17		大崎市古川地区内	新堀サイトン入口	41	岩沼亘理	阿武隈川	槻木大橋	17	名取市	樽水ダム
18	美里町	出来川	小牛田橋	42			阿武隈大橋	18	村田町	村田ダム
19	涌谷町	江合川	及川橋	43			亘理大橋	19	白石市	川原子ダム
20	石巻市	旧北上川	門脇				20	七ヶ宿町	七ヶ宿ダム	
21	東松島市	砂押川	小野橋				21	白石市	馬牛沼	
22	多賀城市		多賀城堰							
23			念仏橋							
24		貞山運河	貞山橋							

資料-19

1-3-8 放射性物質濃度の測定 -空気・土壌などの一般環境③-

<公共用水域>

- ⇒底質、河川敷表土の放射性物質濃度は、ばらつきはあるものの、概ね減少傾向で推移している。
- ⇒底質に含まれる放射性物質濃度は年々減少し、調査64地点の90%以上が500Bq/kg以下となっている。
- ⇒水質については、平成26年度以降不検出。



▲ 底質と河川敷の放射性物質濃度の推移(県内全測定地点平均)

▲ 河川・湖沼【底質】の放射性物質濃度範囲別地点数の割合の推移

資料-20

1-3-9 放射性物質濃度の測定 - 県民が利用する施設等, 産業活動に伴う環境や物 -

<県民が利用する施設等>

・多くの県民が利用する施設の安全性を確認するため, 学校の屋外プール水, 海水浴場などのレジャー施設の放射性物質濃度を測定。
⇒測定結果はいずれも不検出。

	放射性セシウム (Bq/L)	
	令和元年度	
最小値	不検出 (1未満)	
最大値	不検出 (1未満)	
測定点/頻度	26箇所/年1回	
採取場所	県内で検査を希望する学校のプール	
測定機関	宮城県保健環境センター	
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	

▲学校の屋外プール水

	放射性セシウム (Bq/L)	
	令和元年度	
最小値	不検出 (1未満)	
最大値	不検出 (1未満)	
測定点/頻度	9箇所/年1回	
採取場所	小田の浜, 小泉 (気仙沼市), サンオーレそではま (南三陸町), 白浜, 網地白浜, 渡波 (石巻市), 月浜 (東松島市), 桂島 (塩竈市), 菖蒲田 (七ヶ浜町)	
測定機関	宮城県保健環境センター	
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	

▲海水浴場の海水

<産業活動に伴う環境や物>

・寄港における安全性を周知するため, 県内港湾海水中の放射性物質濃度を測定。
・工業用水の安全性確保, 浄水発生土及び下水汚泥を適切に取扱うため, 放射性物質濃度を測定。
⇒港湾区域内海水, 工業用水についてはこれまで不検出, 下水汚泥, 浄水発生土については, 経時的な濃度の低減を確認。

	放射性セシウム (Bq/kg)	
	令和元年度 (R1.12.31現在)	過去の最大値
最小値	不検出 (10未満)	725 (H23.12.20 仙塩浄化センター)
最大値		
測定点/頻度	7箇所/年2回	
採取場所	県内各浄化センター (多賀城市, 岩沼市, 大崎市, 大和町, 石巻市 (2か所), 登米市)	
測定機関	外部機関	
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	

▲下水汚泥

	放射性セシウム (Bq/kg)	
	令和元年度 (R1.12.31現在)	過去の最大値
最小値	不検出 (20未満)	31,976 (H23.5.30 南部山浄水場)
最大値	63 (白石市南部山浄水場)	
測定点/頻度	5箇所/月2回 (県測定分のみ頻度)	
採取場所	県内各浄水場	
測定機関	・宮城県保健環境センター (県測定分) ・各測定機関 (市町村測定分)	
分析装置	ゲルマニウム半導体検出器	

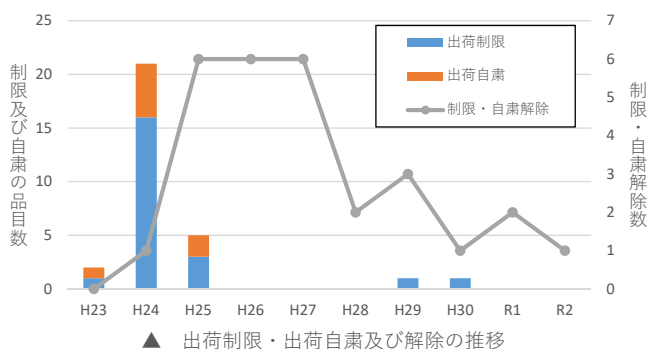
▲浄水発生土

2 汚染・風評被害への十分な対応

2-1 出荷制限・出荷自粛の推移・現状

・県内における国の出荷制限指示を受けている品目は、林産物で原木シイタケなど7品目、水産物でヤマメなど3品目、野生鳥獣でイノシシなど3品目の合計13品目。国とは別に、県の出荷自粛要請を受けている品目は、林産物で原木ナメコなど3品目、水産物でイワナの1品目の合計4品目となっている。制限と自粛を合わせて16品目。
 ⇒ 平成24年に多くの品目が出荷制限・出荷自粛の対象となったが、平成25年から解除される品目が増え、現在は林産物及び野生鳥獣、内水面の魚のみとなっている(R2.4.1現在)。

	事故後 国の出荷制限を受けた主な品目		令和2年12月末現在の出荷制限・自粛の品目
農産物	米, 大豆, ソバ	農産物	なし
林産物	原木シイタケ(露地栽培), タケノコ, コシアブラ, ゼンマイ	林産物	制限: 原木シイタケ(露地栽培), タケノコ, コシアブラ, タラノメ(野生), ゼンマイ, 野生キノコ, ワラビ(野生) 自粛: 原木ムキタケ, 原木シイタケ(施設栽培), 原木ナメコ
水産物	スズキ, マダラ, ヒガンフグ, ヒラメ	水産物	制限: ヤマメ, ウグイ, イワナ 自粛: イワナ
野生鳥獣	ツキノワグマ, イノシシ, ニホンジカ	野生鳥獣	制限: ツキノワグマ, イノシシ, ニホンジカ
	事故後 県の出荷自粛を受けた品目		
農産物	米(特定年産), ブルーベリー		
林産物	原木ムキタケ, 原木シイタケ(施設栽培), 原木ナメコ		
水産物	イワナ, ウナギ(天然), イシガレイ		
野生鳥獣	なし		



資料-23

2-2 諸外国・地域の輸入規制措置

⇒ 今なお15の国と地域で輸入規制が行われている。

宮城県産食品の輸入規制の状況 (令和2年12月15日現在 農林水産省)

宮城県産食品の輸入規制をしている国・地域(15) ※重複を除く	宮城県産食品の広い品目で輸入停止している国・地域(1)	中国(全ての食品, 飼料)
	宮城県産食品の一部を輸入停止している国・地域(2)	韓国(きのこ類, たけのこ, くさそてつ, たらめ, こしあぶら, ぜんまい, そば, 大豆, 米, 水産物) 米国(ゼンマイ, タケノコ, コシアブラ(野生), タラノメ(野生), 原木シイタケ(露地), 野生キノコ類, ワラビ, ヤマメ(養殖を除く), ウグイ, イワナ(養殖を除く), クマの肉, イノシシの肉, シカの肉)
	検査証明書等の添付等により, 食品の輸入を認めている国・地域(8)	韓国(全ての食品(上記輸入停止のもの及び水産物を除く), 養魚用飼料, 魚粉, その他の飼料(牛, 馬, 豚, 家禽等)) インドネシア(牛乳・乳製品, 食肉及びその製品, 穀物, 生鮮果実, 生鮮野菜, 加工食品) エジプト(水産物) モロッコ(全ての食品及び飼料) EU等(※)(きのこ類, 一部の山菜(タラノキ属, タケノコ, ワラビ, コシアブラ)) 仏領ポリネシア(きのこ類, 水産物(活魚, 海藻及びホタテを除く), タラノキ属, タケノコ, ワラビ, ゼンマイ, クサソテツ, コシアブラ 併せて輸入国にてサンプル検査を実施) 台湾(水産物, 乳幼児用食品, 乳製品, キャンディー, ビスケット, 穀類調整品等) ※下記と併せて要求 ※EU加盟国(28カ国)及びEFTAを1地域としてカウント
	産地証明書の添付等により, 食品の輸入を認めている国・地域(5)	マカオ(野菜, 果物, 乳製品, 食肉・食肉加工品, 卵, 水産物・水産加工品) エジプト(水産物を除く全ての食品, 飼料) シンガポール(食肉, 牛乳・乳製品, 卵, 野菜・果物とその加工品, 緑茶及びその製品, 水産物, 林産物) 台湾(全ての食品(酒類を除く)) イスラエル(穀類(コメを含む), きのこ類, 山菜類, 水産物 併せて自国でサンプル検査を実施)
	独自検査により, 食品の輸入を認めている国・地域(2)	香港(全ての食品を自国にて水際検査) ロシア(全ての食品を自国にてサンプル検査)
輸入規制を解除した国・地域(34)	カナダ, ミャンマー, セルビア, チリ, メキシコ, ペルー, ギニア, ニューゼーランド, コロンビア, マレーシア, エクアドル, ベトナム, イラク, 豪州, タイ, ボリビア, インド, クウェート, ネパール, モーリシャス, イラン, カタール, ウクライナ, パキスタン, サウジアラビア, アルゼンチン, トルコ, ニューカレドニア, ブラジル, オマーン, バーレーン, コンゴ民主共和国, ブルネイ, フィリピン, レバノン	

資料-24

2-3-1 風評被害の推移・現状①

・消費者庁 食品と放射能に関する消費者理解増進チームにおいて、平成25年2月より、年2回「風評被害に関する消費者意識の実態調査」を実施。

⇒ 第13回 令和2年3月10日発行の報告書によると、食品を買うことをためらう産地として、福島県及び被災地を選ぶ人は減少傾向にあり、食品における風評被害は軽減しつつあるものの、まだ一定割合ある。

調査対象者

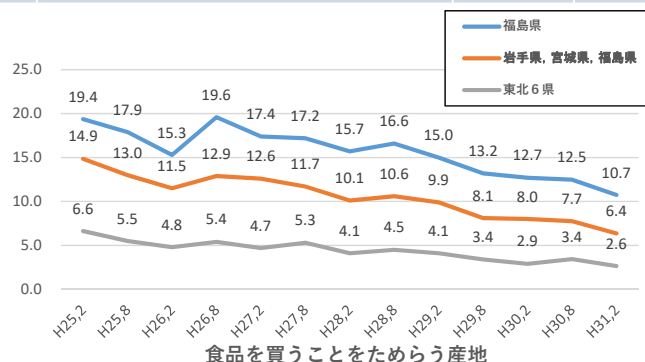
被災地域(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)及び被災産農林水産物の主要仕向先県等(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県)に居住する20～60代の男女5,176人

食品の産地を気にする理由 (複数回答) n 2,892

1	産地によって品質(味)が異なるから	1,441人	27.8%
2	産地によって鮮度が異なるから	1,061人	20.5%
3	産地によって価格が異なるから	1,018人	19.7%
4	ブランド価値のある特産品を買いいたいから	299人	5.8%
5	自分が住んでいる地域など、特定の地域の食品を買いいたいから	698人	13.5%
6	食品を買うことにより、その食品の生産地を応援したいから	486人	9.4%
7	放射性物質の含まれていない食品を買いいたいから	702人	13.6%
8	その他	100人	1.9%

食品を買うことをためらう産地(複数回答) n702

1	福島県	556人	10.7%
2	被災地を中心とした東北(※岩手, 宮城, 福島)	329人	6.4%
3	東北6県(青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)	137人	2.6%



資料-25

2-3-2 風評被害の推移・現状②-1

■福島第一原発事故の汚染水・廃炉の現状

汚染水対策の現状

- ・福島第一原発における汚染水問題は、地下水や雨水が原子炉建屋内に流入し、毎日新たな汚染水を発生し続けていることが根本の原因。
- ・下の模式図のように地下水のくみ上げや凍土壁の設置、多核種除去設備による浄化など、9つの対策が講じられている。また、敷地の舗装陸側遮水壁やサブドレン等の重層的な対策により汚染水の発生量は低減している。
- ・建屋で発生した汚染水については、セシウム等吸着処理及び淡水化処理を行ったのち、原子炉に冷却水として循環して注水しているが、地下水、雨水等の流入により発生する汚染水は、多核種除去設備(いわゆる、ALPS(アルプス))で処理してからタンクで保管している。
- ・タンクでの保管量は日々増え令和2年3月末で109万m³を超えている。

廃炉に向けた取組

- ・廃炉については、国が作成した「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成29年9月改訂)で方向性が示されており、30年～40年の長い年月がかかるとされている。
- ・現在、使用済燃料プール内の燃料取り出しについては、4号機は平成26年に全て取り出し済みであり、3号機では令和元年4月に始まっているほか、1、2号機については取り出しに向けた準備や調査が行われており、令和5年に取出作業を開始予定となっている。
- ・また、燃料デブリの取り出しについては、ロードマップ上で燃料デブリ取り出し方法を本年度内に決定することとしており、これまでロボット等を用いて1～3号機の原子炉格納容器内部調査を進めてきている。
- ・東京電力は、各号機毎に最適な工法を組み合わせた取り出し方法を検討し燃料デブリ取り出しの開始を令和3年内に行うことを目標としている。

方針1. 汚染源を取り除く

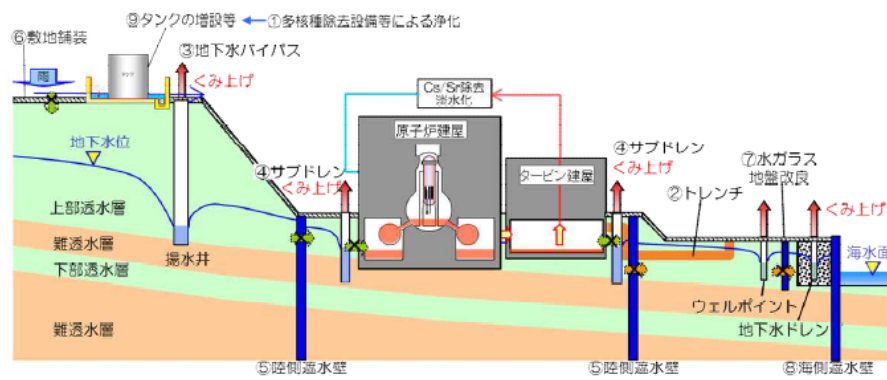
- ①多核種除去設備等による汚染水浄化
- ②トレンチ(※)内の汚染水除去
(※)配管などが入った地下トンネル

方針2. 汚染源に水を近づけない

- ③地下水バイパスによる地下水汲み上げ
- ④建屋近傍の井戸での地下水汲み上げ
- ⑤凍土方式の陸側遮水壁の設置
- ⑥雨水の土壌浸透を抑える敷地舗装

方針3. 汚染水を漏らさない

- ⑦水ガラスによる地盤改良
- ⑧海側遮水壁の設置
- ⑨タンクの増設(溶接型へのリプレース等)



汚染水対策の概要図(敷地断面図)

経済産業省汚染水処理対策委員会(第22回)報告資料より転載

資料-26

2-3-2 風評被害の推移・現状②-2

■宮城県の対策

情報の収集

- ・汚染水漏えい等の事故やその対応について、県として状況把握する必要があることから、平成25年5月に東京電力と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書」を交わし、以後覚書に基づき、その内容により毎日、週1回、毎月、随時のタイミングで報告を受けている。

東京電力に対する要請

- ・平成26年8月に東電本社で知事が要請書を手交したほか、平成25年以降、毎年、環境生活部長等の県幹部が福島第一原発の現地調査を実施し、東電に対し必要な事故防止、事故発生時の報告を要望。

1F視察 県幹部

H25.9. 5	環境生活部	部長	農林水産部	次長
H26.6. 4	環境生活部	部長	農林水産部	次長
H27.6.10	環境生活部	部長	農林水産部	次長
H28.6. 1	環境生活部	部長	農林水産部	次長
H29.6. 2	環境生活部	部長	農林水産部	部長
H30.6. 5	環境生活部	部長	農林水産部	部長
R元.6. 4	環境生活部	部長	農政部	部長
	水産林政部	部長		

国に対する要望活動

- ・平成24年9月に、知事が岩手県とともに両市長会・町村会合同の要請書を手交したほか、毎年、県全体としての政府要望のほか、全国知事会や北東知事会を通じた政府要望を実施している。

<主な要望内容>

- 1 民間事業者等の損害賠償請求に対する支援
- 2 自治体の被害対策経費に係る損害賠償
- 3 除去土壌等の処分
- 4 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水対策
- 5 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発



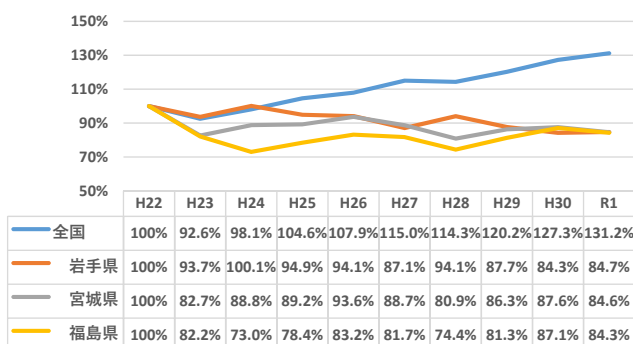
資料-27

2-3-3 風評被害の推移・現状③

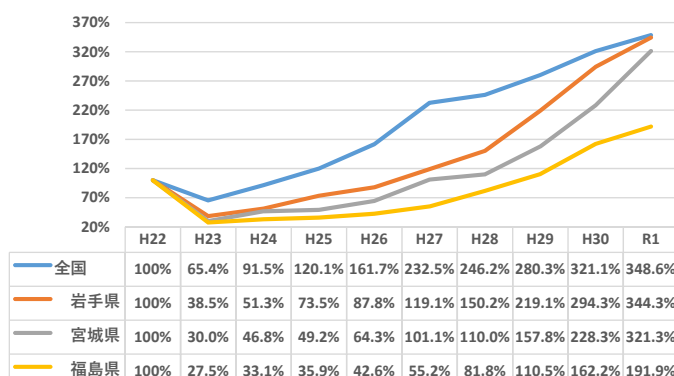
- ・観光庁「宿泊旅行統計調査（令和2年2月28発表）」を活用し、観光宿泊者と外国人宿泊者の延べ宿泊者数の推移を確認。
- ・下記グラフは、全国合計と岩手、宮城、福島の観光宿泊者延べ人数及び外国人宿泊数を震災前の平成22年を100%として比較している。
- ・平成24年から全国の延べ宿泊者数はほぼ毎年上昇し、令和元年度は約30%増えているのに比較して、東北3県の宿泊者数は、震災前の80%台までしか回復していない。
- ・一方、外国人宿泊数では、全国及び東北3県ともに震災前を超えて、大きく伸びている。
- ・平成29年から急激に外国人宿泊数が伸びているのは、各県でインバウンドの誘致・誘客に力を入れた成果だと思われる。

⇒ 東北3県への観光旅行者はまだ震災前まで、回復していないものの、外国人旅行客の増加により、観光面における風評被害は徐々に回復しつつある。

観光客中心の宿泊施設（従業者数10人以上）の延べ宿泊者数（平成22年比）



東北3県における延べ外国人宿泊数（平成22年比）



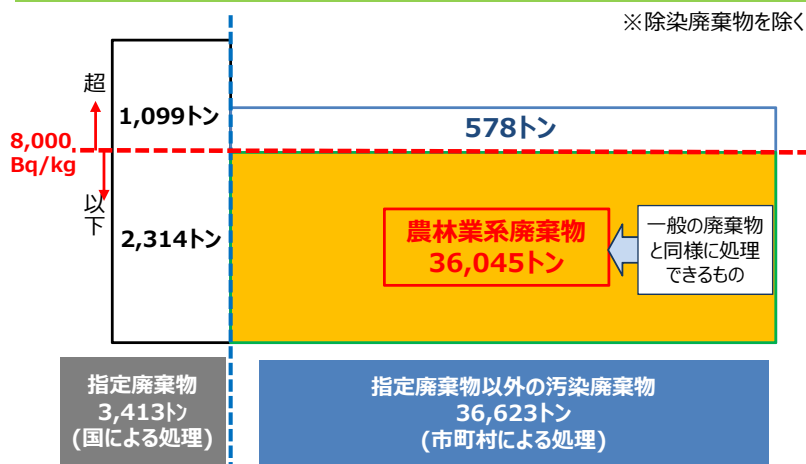
資料-28

3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

3-1 汚染廃棄物の現状

- ・福島第一原発事故に伴い、日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥のほか、稲わらやたい肥などに放射性物質が付着又は含有した廃棄物、いわゆる「汚染廃棄物」が発生した。
- ・放射性物質汚染対処特別措置法により、汚染廃棄物のうち8,000Bq/kgを超え環境大臣が指定した「指定廃棄物」は、国の責任のもと処理することとされたが、基準以下のものは「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」として市町村や排出者が処理することとされている。
- ・汚染廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下の稲わらや牧草、ほだ木などの「農林業系廃棄物」は、一般廃棄物として市町村が処理することとされたが、発生量が膨大であったことや処理に対する住民の理解が十分に得られなかったことから処理が進まず、多くは市町村や農家などで保管されている。

福島原発事故の影響で汚染された廃棄物の内訳（H29.6時点）



指定廃棄物の保管の例



農林業系廃棄物（牧草）の保管の例

3-2 指定廃棄物の現状

- ・指定廃棄物は国の責任で処理されるものであるが、平成28年の省令改正において減衰により8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物について、指定を取消し、一般の廃棄物と同様に処理することが可能となる指定解除制度が追加された。
- ・宮城県においても指定解除制度により約125トンが処理され、宮城県内における令和2年12月末時点での指定廃棄物の保管量は3,290.8トンである。

■ 宮城県における指定廃棄物の処理状況

- ・国は、災害等のリスクの観点から、県内1か所に集約して安全に管理するための長期管理施設を設置する方針を示し、県内3か所の候補地を選定したが、候補地のある3市町からの候補地返上の表明等もあり、指定廃棄物の議論は一時中断している。
- ・現在取組を進めている8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が立ったならば、改めて市町村長会議等によって検討し、その結果を踏まえ、国に対し適切な対応を求めていく。

■ 宮城県における指定廃棄物保管量

	浄水発生土		稲わら		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
H29. 3末	9	1,014.2	3	2,271.5	30	127.1	42	3,412.8
R2. 12末	9	1,014.2	4	2,274.4	5	2.2	18	3,290.8
増減	0	0.0	1	2.9	▲25	▲124.9	▲24	▲122.0

資料-31

3-3 農林業系廃棄物の現状

- ・宮城県では、第14回市町村長会議(平成29年6月)での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物を優先して処理している。
- ・県内の8,000Bq/kgの農林業系廃棄物の保管量(平成29年6月時点)は36,045トンであったが、排ガスや空間放射線量率などの測定等のモニタリングにより安全性を確認しながら、焼却や農林地還元により処理が進められている。
- ・平成29年6月時点で26市町村が農林業系廃棄物を保管していたが、令和2年4月時点では**11市町村で処理が完了した**。

■ 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理進捗状況

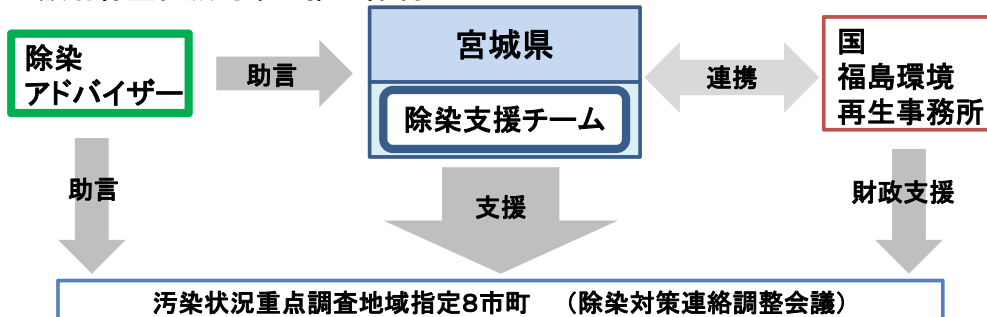
保管市町村数	■ 平成29年6月時点 (第14回市町村長会議開催時点)	■ 令和2年4月1日時点	2時点の差
	26市町村	15市町	▲ 11市町村
■ 保管なし ■ 保管中(処理中)自治体 ■ 処理完了自治体			【処理完了】 石巻市 気仙沼市 名取市 岩沼市 東松島市 村田町 柴田町 亘理町 山元町 大和町 大衡村

資料-32

3-4 除染の進捗状況について

- 「放射性物質汚染対処特措法」が平成23年8月30日に公布され、これに基づき、石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、亶理町及び山元町の9市町を国が「汚染状況重点調査地域」に指定(石巻市は平成25年6月に解除)
- 除染には専門的知識が必要とされることから、福島環境再生事務所等と連携して、汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染を支援するため、除染支援チームを設置するとともに、専門的・技術的見地からの助言を得るため除染アドバイザーを設置するなど、放射線量低減対策を推進する体制を整備。

《放射線量低減対策の推進体制》



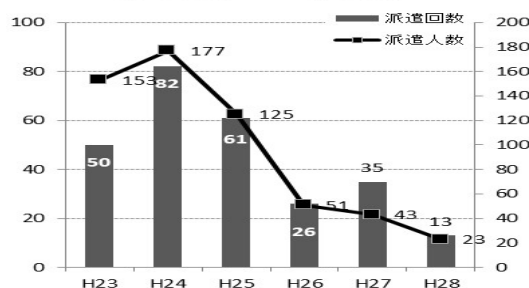
<除染アドバイザーの設置>

- 県や市町村が実施する除染に対し、技術的支援及び除染を行う上で必要となる専門的知識や技術的知見を得るため、平成24年2月22日に東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻教授である石井慶造氏に委嘱し、県への助言及び指定市町への線量低減対策に関する指導等で協力を得た。

<除染支援チームの設置>

- 平成23年12月21日の設置後、除染実施計画の策定への協力、国との連絡調整会議及び住民説明会への参加等の各種支援を実施
- 除去土壌等の処分等、除染を進めるため平成28年度まで除染支援チームを設置し、支援を継続したが、平成29年3月時点で8市町の除去土壌及び汚染廃棄物の仮置き場への保管完了。

除染支援チーム派遣回数



資料-33

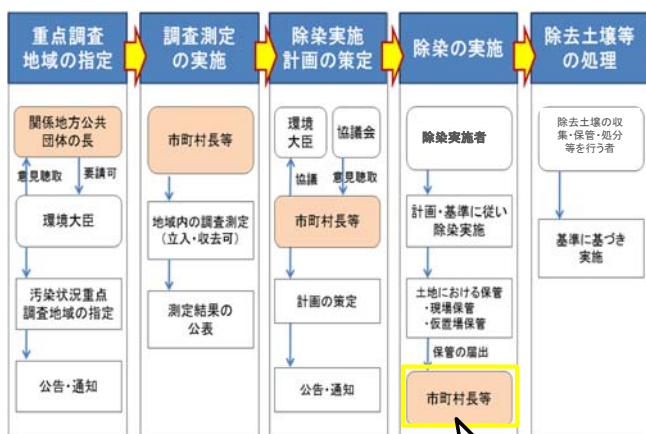
3-5 放射線量低減対策への対応

- 汚染状況重点調査地域に指定された市町は同法に基づき、平成24年度当初に除染実施計画を策定し、各市町はそれぞれ計画に基づき除染を実施。

⇒平成29年3月末ですべての市町で除染完了。

⇒除染完了となった市町では、公共施設等を中心に、除染実施箇所のモニタリングを継続して行っているが、いずれも0.23μSv/hを下回っており、新たに除染が必要となった箇所はなし。

▲ 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の流れ



<除染の実績>

	学校・保育園等	公園・スポーツ施設	住宅	その他の施設	道路	農地・牧草地	森林(生活圏隣接)
	施設数	施設数	戸・棟数	施設数	m	m ²	m ²
白石市	19	38	1,942	5	17,000		
角田市	29	59	734	150	31,010	313,386	
栗原市	17	22	1,535	114	210,100		
七ヶ宿町	5						
大河原町	1	10					
丸森町	18	12	4,536	156	30,000	494,800	2,104,107
亶理町		3					
山元町	6	9	1,493	9	177,191		
合計	95	153	10,240	434	465,301	808,186	2,104,107

平成29年3月末で
除染完了

資料-34

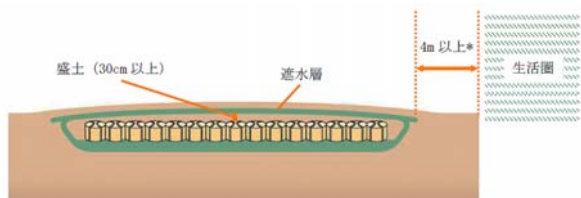
3-5 除去土壌・除染廃棄物の保管の状況

- ・ 除染で発生した除去土壌や、草木などの汚染廃棄物については、天地返し等により処分が終了した亙理町を除き、7市町において、地下埋設などによる現場保管や、フェンスに囲われた仮置場において保管・管理している状況である。
 ⇒ 除去土壌については、国が処分のための基準(省令やガイドライン)を未だに策定しておらず一時保管が続いている。また、除染廃棄物も、除去土壌と同様に一時保管が継続している。

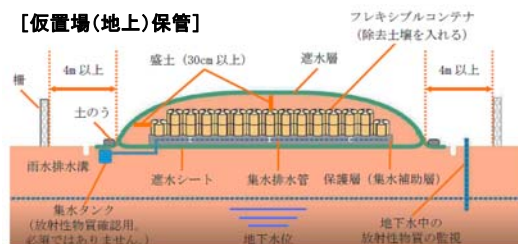
○宮城県指定市町の除去土壌等の保管箇所及び保管量(R2.3末時点環境省調査)

	除去土壌					除染で発生した汚染廃棄物				
	保管量	保管状況				保管量	保管状況			
		現場保管		仮置場			現場保管		仮置場	
	箇所数	量(m ³)	箇所数	量(m ³)	箇所数	量(m ³)	箇所数	量(m ³)		
白石市	0	0	0	0	1,657	536	1,620	1	37	
角田市	4,632	57	4,632	0	0	0	0	0	0	
栗原市	5,334	28	2,708	2	2,626	0	0	0	0	
七ヶ宿町	757	1	737	1	20	0	0	0	0	
大河原町	1,150	11	1,150	0	0	0	0	0	0	
丸森町	14,478	19	3,486	25	10,992	66,388	0	0	25	66,388
亙理町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山元町	2,037	17	2,037	0	0	0	0	0	0	
合計	28,388	133	14,750	28	13,638	68,045	536	1,620	26	66,425

[現場(地下)保管]



[仮置場(地上)保管]



▲丸森町(竹谷地区仮置場)

*覆土厚 30cm 以上の場合は 0m

▲除去土壌の保管例 (出典 環境省「除染関係ガイドライン(第2版)」)

4 損害への対応

4-1 民間の損害賠償への支援

- ・民間事業者等の損害賠償請求の支援を平成23年から行っている。
- ・被害状況の把握や仙台弁護士会の協力を得ながら損害賠償請求の支援を行っている。
- ・これまで、損害賠償説明会、損害賠償請求研修会、個別無料相談会を開催している。
⇒ 平成25年の相談会参加者は76名と多かったものの、時間の経過につれて参加者は減少傾向。

平成25年から令和元年までの
個別無料相談会開催実績 (人)

相談会	大河原 合庁	県庁	大崎合庁	栗原合庁	石巻合庁	登米合庁	気仙沼 合庁	小計
H25	14	14	16	8	9	9	6	76
H26	16	8	13	3	5	2	2	49
H27	1	4	5	3				13
H28	7	4	4					15
H29	1				2			3
H30			5		1		1	7
R1	3	1	6					10
小計	42	31	49	14	17	11	9	173



個別無料相談会の相談風景

- ・参加延べ数の多い地域は、大崎地域、大河原地域、仙台地域の順番となっている。
- ・相談内容は様々だが、特に多いのは、山菜や原木しいたけの出荷停止による売り上げ減少、栽培継続のために必要な資材購入のかかり増し経費について相談する事が多い。

資料-37

4-2 民間の損害賠償の現状

- ・民間事業者等に対する賠償の状況については、県では、JAやJFなどの団体に関する情報の収集は行っているが、個人事業者や法人の情報は、個人情報保護の観点から把握できない。
- ・東京電力ホールディングス株式会社では、「個人」、「法人・個人事業主など」に区分して原子力損害賠償の進捗状況を公表しており、令和2年12月28日時点での総額は約9兆6,877億円となっている。
- ・⇒ 個人事業者や法人等の支払率は不明であるが、原子力損害賠償の進捗状況によると、「個人」、「法人・個人事業主など」の請求書受付件数の延べ件数は約295万件で、本賠償の件数の延べ件数は約274万件となっていることから、引き続き、民間事業者等に対する賠償については、東電に対し十分な賠償を求めていく必要があるものとする。

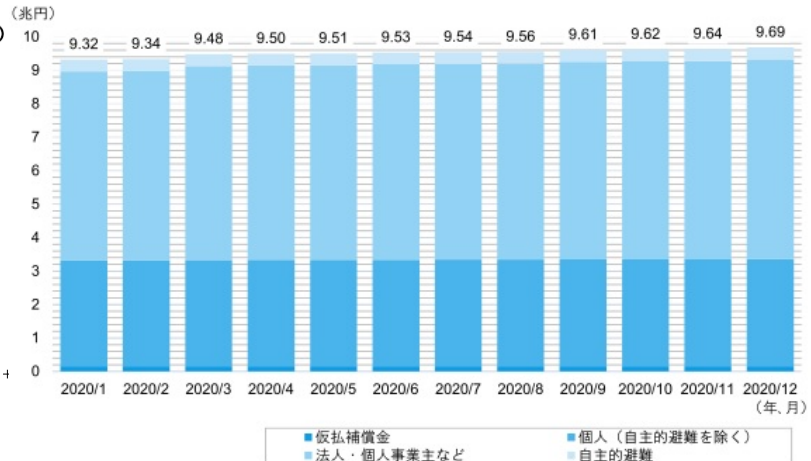
東京電力の賠償金の支払状況

原子力損害賠償の進捗状況 (2020年12月28日現在)

	個人 ※1	法人・個人 事業主など
ご請求について		
ご請求書受付件数(延べ件数)	約2,434,000件	約519,000件
本賠償の状況について		
本賠償の件数(延べ件数)	約2,298,000件	約445,000件
本賠償の金額 ※2	約3兆5,549億円	約5兆9,793億円
これまでのお支払い金額について		
本賠償の金額 ※2		約9兆5,342億円 ①
仮払補償金		約1,535億円 ②
お支払い総額		約9兆6,877億円 ③

※1 個人の自主的避難等に係る損害を含んでおります。
 ※2 仮払補償金から本賠償に充当された金額は含んでおりません。
 ※3 支払額の推移につきましては、後段の参考②をご参照ください。

東京電力の賠償金の支払累計



東京電力ホールディングス株式会社 ホームページより転載

資料-38

4-3 自治体の損害賠償の現状

- ・ 県では、年2回(6月と12月の各月末現在)、35市町村及び8つの一部事務組合の計43団体に対し、損害賠償状況の照会を行っており、令和元年12月末現在では、富谷市を除く全ての市町村及び事務組合が賠償請求を行っている。
 - ・ 請求額の多い上位5自治体と主な請求内容は、栗原市(カリ剤散布費)、仙台市(水道水浄水発生土処分費など)、白石市(塩化カリ購入費)、大崎市(鳴子放牧場除染費)、角田市(塩化カリ購入費)となっている。
- ⇒ 令和2年4月30日現在で県市町村及び一部事務組合の賠償割合は※ADRの和解額を含め、62.2%となっている。
- また、時間の経過とともに、平成24年度分以降を請求していない町等も出ている。(柴田町及び利府町)

宮城県及び自治体の原子力損害賠償の請求・賠償状況

損害賠償項目	請求金額	賠償金額	ADR申立・和解額	賠償合計額	賠償割合
県, 市町村・一部事務組合	9,773	5,408	675	6,083	62.2%
県	4,585	2,849	270	3,119	68.0% <small>H25,26追加賠償含む。 H23~30年度分</small>
市町村・一部事務組合	5,188	2,559	405	2,964	57.1%

宮城県原子力安全対策課調べ(令和2年4月30日現在)
単位:百万円

注) 請求・賠償金額について、項目毎に四捨五入する関係で合計があわない場合がある。

※ADRとは、原子力損害賠償紛争解決センターの通称で、「Alternative Dispute Resolution」を略した名称で、原賠法に基づき、原発事故により被害を被った人々が円滑、迅速、公正に紛争を解決することを目的とし、文科省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置されたもの。

資料-39

4-4 宮城県としての損害賠償の現状

- ・ 出荷制限などに関する検査や風評被害対策など、事故被害対応のための事業について、県では「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に取りまとめ、着実に事故被害対策に取り組んできた。また、これを東京電力に対する賠償請求の根拠としてきた。
- ⇒ 平成23年12月に最初の請求を行い、これまで30年度分(企業局分含む)までの事業費・人件費として、合計約45.9億円を請求し、これまで約31.2億円(68.0%)の賠償金が支払われた。(1回目ADR和解分を含む。)
- ⇒ ADR和解仲介申立については平成25年から平成27年度分まで実施しているが審議が進んでおらず、その後のADR申立てができていない。

宮城県の請求と賠償の実績

単位:百万円

事業年度	請求額	東電賠償額	ADR和解額	賠償合計額	賠償割合%
平成23年度	533	436	134	570	106.9%
平成24年度	964	802	136	938	97.3%
平成25年度	719	533	審議中	533	74.1%
平成26年度	805	620	審議中	620	86.2%
平成27年度	381	229	審議中	229	78.5%
平成28年度	382	226	—	226	59.2%
平成29年度	473	224	—	224	47.7%
平成30年度	325	22	—	22	6.8%
令和元年度	341	—	—	0	—
計(9か年度分)	4,926	3,096	270	3,119	68.0%

注) 請求・賠償金額について、項目毎に四捨五入する関係で合計があわない場合がある。

資料-40

5 正しい知識の普及・啓発

5-1 ポータルサイト・広報誌等による情報提供について

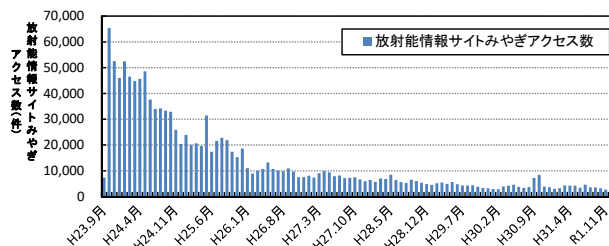
- ・ 県民の放射線・放射能に関する不安の解消を図るため、各種測定結果の迅速かつ正確な情報発信を行うため、平成24年にポータルサイト<放射能情報サイトみやぎ>を開設。
- ・ 放射線・放射能の知識をより普及・啓発するために、<放射能情報サイトみやぎ>の内容を見直し、令和2年4月より「みやぎ原子力情報ステーション」として再構築。
- ・ 県民の放射線・放射能に関する不安の解消を図るため、放射線・放射能に関する情報を広報誌等活用して放射線・放射能に関する理解を促進。
 ⇒ **ポータルサイトのアクセス数、相談件数等は年々減少しているものの、県外や他国を含め不安を抱く人々は未だにあり、継続した情報発信が必要。**

<ポータルサイトによる広報>



改修したポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」のトップページ画面

- ・ 県内の空間放射線量率、農林水産物等の測定結果、出荷制限情報、よくある質問等の放射線・放射能に関する情報を一元化し、正確な情報を迅速に提供
- ・ コンテンツの一部は、英語、中国語、ハングルでも発信



▲ 放射能情報サイトみやぎのアクセス数



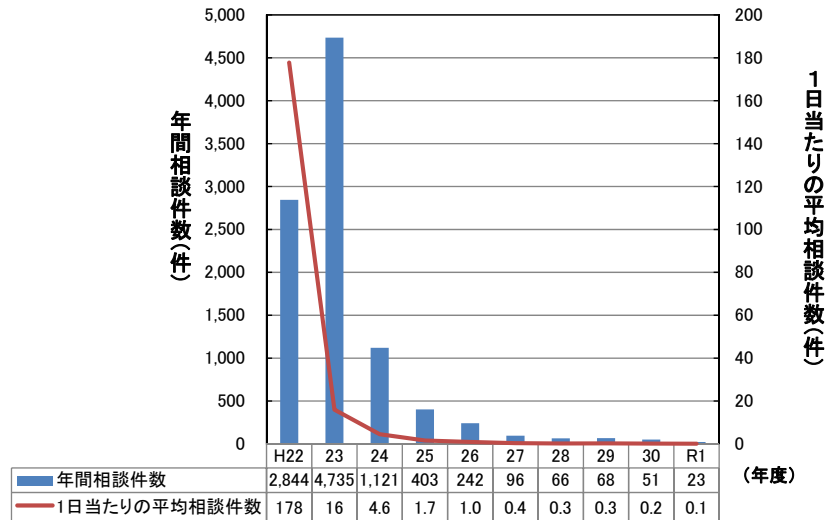
▲パンフレット「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし」

5-2 電話相談窓口について

- ・平成23年3月16日から8月まで社団法人宮城県放射線技師会と東北大学医学系研究会の支援を得ながら「福島第一原子力発電所事故に関する相談窓口」を開設し県民からの放射線・放射能に関する相談に応えた。
- ・また、同年9月からは「放射線・放射能に関する相談窓口」に名称を改め、現在も原子力安全対策課職員等で相談対応を継続している。
- ・相談の内容は、放射線物質の基礎的な知識から、県内の汚染状況、健康影響など広域な内容である。
⇒近年は件数が減少傾向となっているものの、現在においても、本県内で事故に伴う放射線・放射能の不安が残っており、引き続き情報提供が必要。

<令和元年における問合せ例>

- ・福島から仙台に転勤した。仙台の放射線量はどうか？
- ・栗原市のタケノコは出荷制限されているのか？
- ・多賀城近くで「アイナメ釣り」をしたいが大丈夫か？
- ・愛知県から仙台市に引っ越しするが子どもがいるので心配だ。放射線・放射能については問題かい？
- ・泉区でタケノコを採ったが、放射能を調べてもらえないか？
- ・台風で送電線が倒れたと報道があった。福島原発に関する報道が一つも無く心配である。大丈夫か？



▲ 電話相談窓口の受理件数の推移

資料-43

5-3 講話やセミナーの開催について

<放射線・放射能に関する講話>

- ・職員が地域住民や事業者の主催する各種集会・会合に出向いて県政について説明する「みやぎ出前講座」として、平成23年10月から「放射線・放射能に関する講座」の受付を開始。
- ・放射線・放射能の基礎知識及び県の事故被害対策について説明するとともに、質疑応答を通じて放射線・放射能や、県の取り組みへの理解促進に努めた。

年度	実施(団体)数	延べ実施人数
平成23年	23	1,815
平成24年	59	2,761
平成25年	11	656
平成26年	2	22
平成27年	3	67
平成28年	0	0
平成29年	0	0
平成30年	0	0
令和元年	1	20
計	99	5,341



<放射線・放射能に関するセミナー>

- ・県民の放射線・放射能への不安の払拭と理解の促進を目的とし、「放射線・放射能に関するセミナー」を開催した。
- ・講演のほか、放射能測定器及び自然放射線の軌跡を観察できる機器「霧箱」を使用した測定実演会も行い放射線が身近に存在することの理解を促進。

年度	開催回数	参加人数
平成23年	3	308
平成24年	7	353
平成25年	3	157
平成26年	1	41
平成27年	3	91
平成28年	3	83
平成29年	3	72
平成30年	4	145
令和元年	4	136
計	31	1,386



資料-44

6-1 現状及び課題

5つの個別取組方針	現状と課題
①放射線・放射能の監視・測定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線，放射能とも全体的に低減傾向にあり，ほぼ震災前の状況に戻っている。しかし，野生の林産物，野生鳥獣など今なお基準を超過するものもある。 ○ 河川の底質など環境中の放射能については，低減が認められるが，震災前の状況には戻っていない。 ⇒ 全体としては縮小・廃止を検討する必要があるが，林産物や野生鳥獣，及び河川等の環境中の放射能(国)は，継続して監視・測定する必要がある。
②汚染・風評被害への十分な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諸外国・地域の輸入規制が継続しているほか，被災地域の食品に対する消費者の購入意欲はまだ回復しておらず，また，観光旅行者も震災前に回復していない。 ⇒ 今後も引き続き風評被害への十分な対応が必要である。
③汚染物・廃棄物の速やかな処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林業系汚染廃棄物，指定廃棄物の処理が終わっていない。 ○ 除染に伴い発生した除去土壌，除染廃棄物の処理が進んでいない。 ⇒ 汚染物や廃棄物の速やかな処理を引き続き進めていく必要がある。
④損害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間賠償や自治体賠償について，まだ完全には終わっていない。 ⇒ 引き続き，民間賠償支援や自治体としての賠償請求を行う必要がある。
⑤正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の放射線・放射能に対する不安に伴う関心は低下しつつあるが，特に，県外や他国において，まだ宮城県を放射能汚染地域という目で見ている可能性がある。 ⇒ 今後も，引き続き広報啓発が必要である。

令和3年3月

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2340

FAX : 022-211-2695



宮 城 県